



我が国の北極政策2015-25 : 次の10年への示唆

稲垣, 治
柴田, 明穂
西本, 健太郎

(Citation)

ArCS II 国際法制度課題ブリーフィングペーパー・シリーズ, 11:1-30

(Issue Date)

2025-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100493200>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493200>



我が国の北極政策

2015-25

次の10年への示唆

編集代表：稲垣 治・柴田明穂・西本健太郎

ArCS II 国際法制度課題
ブリーフィングペーパー・シリーズ
第11号J (2025年2月) ポリシーブリーフ
ArCS II/Int'l Law/BPS/11/J/PB (2025/2)

11

執筆者リスト(執筆順)

柴田 明穂 ArCS II 国際法制度課題研究代表、神戸大学教授
稲垣 治 ArCS II 国際法制度課題研究分担者、神戸大学研究員
西本健太郎 ArCS II 戦略目標4統括役、国立極地研究所教授
小坂田裕子 ArCS II 国際法制度課題研究分担者、中央大学教授
木村ひとみ ArCS II 国際法制度課題研究分担者、大妻女子大学准教授
石井由梨佳 ArCS II 国際法制度課題研究分担者、防衛大学校准教授
大西富士夫 ArCS II 国際政治課題研究代表、北海道大学准教授

海外専門家リスト(ABC順)

Betsy Baker, Baker Arctic Consulting, USA
Rasmus Gjedssø Bertelsen, Arctic University of Norway (UiT), Norway
Romain Chuffart, University of Akureyri, Iceland
Medy Dervovic, Reykjavik University, Iceland
Katharina Heinrich, Arctic Centre, University of Lapland, Finland
Kamrul Hossain, Northern Institute for Environmental and Minority Law,
University of Lapland, Finland
Minsu Kim, Korea Maritime Institute, Republic of Korea
Timo Koivurova, Arctic Centre, University of Lapland, Finland
Malgorzata Smieszek-Rice, Arctic University of Norway (UiT), Norway
Adam Stepien, Arctic Centre, University of Lapland, Finland
Pavel Tkach, Arctic Centre, University of Lapland, Finland
Dan-bi Um, Korea Maritime Institute, Republic of Korea

研究支援員*

岩間 文香 神戸大学大学院修士課程
リザンナ・アブドルガファ 神戸大学大学院修士課程
メディ・デルヴォヴィッチ レイキャビック大学博士後期課程

*ポリシーブリーフ作成のための資料収集及び分析、ロバニエミ・ワークショップにおいて支援をいただきました。ここに記して御礼申し上げます。

我が国の北極政策

2015-25

次の10年への示唆



POINT 1 このポリシーブリーフは、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）の一環として、2015年に発表された『我が国の北極政策』の10年間の実施状況について、北極ガバナンスへの日本の関与と貢献を中心に産官学の実行を分析し、その学術的検討から次なる10年への示唆をまとめたものである。日本の北極ガバナンスへの関与は、主に研究開発、法の支配、そして北極域の持続可能な利用を通じて行われていることを明らかにし、その具体的態様と実践を紹介している。特に北極評議会（AC）を場とした日本の科学技術外交の展開はこの10年で格段に深化してきたが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻は今後のACの活用につき再考を迫る。中央北極海漁業協定に関する日本の対応は、北極域における法の支配を実現する実行であるが、同協定の今後の実施過程は、科学技術外交を通じた北極ガバナンスへの建設的貢献の機会としてその重要性が高まるであろう。この文脈でも、北極域研究船「みらいII」は、日本の科学技術外交を支える重要アセットとなろう。

POINT 2 このポリシーブリーフは、グローバル・サウスの台頭やロシアによるウクライナ侵攻などによる国際社会全体のパワーバランスの歴史的変化が、北極ガバナンスに対して与えるないし実際に与えている影響について分析し、それが北極域における安全保障環境を注視し、北極評議会を活用していくという『我が国の北極政策』の実践にどう影響を及ぼしているかについて検討する。安全保障環境変化の北極域へのインプリケーションについて日本は、これを対内的に慎重に評価しつつ、対外的な政策文書及び具体的な実践では、今のところ大きな変更を加えていない。2024年発表のドイツの北極政策指針とは対照的である。一方北極評議会の変容については、議長国のイニシアティブに日本も柔軟に対応し、これまで同様、ArCS IIなどの科学技術を通じた貢献をもって北極ガバナンスへの関与を継続しようとしている。

POINT 3 このポリシーブリーフは、『我が国の北極政策』の下での過去10年の実践の学術的評価に基づき、次の10年に向けた示唆を7つの提言としてまとめる。まず北極ガバナンスを、我が国の海洋政策の一部として提示することの限界を示唆する。北極域での法の支配を重視する日本として、北極先住民族の権利を認めること、中央北極海漁業協定の重要性を認識すること、そして北極域の持続的経済開発は同地域の自然及び社会環境の保護と両立して行われるべきことを明記することを示唆する。研究開発を通じた北極ガバナンスへの貢献が引き続き日本としての強みであるも、より戦略的な国内的準備体制とより効果的な科学技術外交の方策を検討することを示唆する。最後に、北極域の日本による持続的利用の将来は、フットプリントが大きい採掘型経済活動からエコツーリズムやブルーエコノミー、更には防災技術イノベーション開発などにシフトしていくことを示唆する。



はじめに

『我が国の北極政策』が2015年に公表されて10年。その中で日本は、「北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献する」と表明した。研究面では2020年に始まった北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）が、日本の北極政策の実施・展開を支える社会科学研究的な基盤を確立することを戦略目標の1つに掲げ、主に北極域に関する国際法及び国際関係論の研究を推し進めてきた。以上を背景に、このポリシーブリーフは、日本の北極政策の実施の一環として、日本政府、日本の関係者が北極ガバナンスの諸課題にどう関与し貢献してきたかを、過去10年に及ぶ官学の実行を中心に、学術的にレビューするものである。北極域研究推進プロジェクト（ArCS, 2015-2020年）の下での成果については、同様の観点からの分析と展望とが2021年に示されている（シュファール他, 2021年）。このポリシーブリーフは、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や、中国やインドといったいわゆるグローバル・サウスが影響力を増すなど国際社会におけるパワーバランス変化が北極域にも影響を及ぼすなかで、次なる10年における日本の関与・貢献がどうあるべきかについても分析し、示唆を得る。

検討の対象となる北極政策を実施する実行には、海洋基本法に基づき5年毎に改訂される海洋基本計画の記述や2024年の『海洋開発等重点戦略』、海洋基本計画の取り組み状況を紹介する『海洋の状況及び海洋に関して講じた施策』（海洋レポート）などの政府公式文書に加えて、政府高官の発言、日本が北極評議会に提出しているオブザーバー報告書、関係国際機関や条約締約国会議の報告書、ArCS II成果報告書、その他公開されている資料・情報に基づき、2015年北極政策の実施に

関わる活動として位置づけ、解釈できるものも含む（巻末の北極政策実施に関する基本資料一覧参照）。

このポリシーブリーフの起草にあたっては、2024年9月にフィンランドのロバニエミで開催したワークショップにおいて、海外専門家から多くの建設的な意見を頂いた（表紙裏の海外専門家リスト参照）。ロバニエミ・ワークショップでの議論を踏まえて（Iwama et al., 2024）、このポリシーブリーフでは、2015年北極政策の3本柱、すなわち「研究開発」「国際協力」「持続的な利用」が現在も有効であることを踏まえつつ、それらを北極ガバナンスへの日本の関与・貢献という観点から再構成した内容としている。

第2章では、研究開発を通じたガバナンスへの関与の方策として、科学技術外交と北極評議会等の活用の実践を分析する。第3章では、法の支配を通じたガバナンスへの関与の例として、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定（中央北極海漁業協定）、北極先住民との協働と権利保障、そして国際規範に基づく北極環境保護の実践を分析する。第4章では、北極域を持続的に利用することを通じたガバナンスへの関与のあり方につき、航路利用、資源開発、企業参画、そしてイノベーション発掘の実践を分析する。第5章では、2015年以降生じた国際情勢の激変とその影響に関する2つの状況分析を行った。第6章では、以上の分析を踏まえ、日本の北極政策の次の10年に向けた示唆をまとめた。

このポリシーブリーフが、『我が国の北極政策』の今後の実施や展開に関する政府内の検討、そして2025年度から始まるポストArCS II北極域研究プロジェクトの進め方に、建設的な示唆を与えてくれることを願っている。

（柴田明穂）



研究開発を通じた関与

『我が国の北極政策』は、政策判断・課題解決に資する北極研究を推進するとする。この章では、日本における北極研究ないし技術開発それ自体の分析ではなく、それらを通じて、北極に関する課題を特定し政策的対応策を議論する北極ガバナンスに、日本がいかに建設的に関与し貢献してきたかを分析する。研究開発を通じた関与・貢献の手法として、第1節では科学技術外交を、第2節では北極評議会やその他二国間、多国間での協力枠組みを扱う。

なお、北極評議会の作業部会については、以下の略称を用いる。ACAP：北極圏汚染物質行動計画作業部会、AMAP：北極圏監視評価プログラム作業部会、CAFF：北極圏植物相・動物相保存作業部会、EPPR：緊急事態回避、準備及び反応作業部会、PAME：北極圏海洋環境保護作業部会、SDWG：持続可能な開発作業部会。

1節 科学技術外交

日本では、科学技術外交のあり方に関する有識者懇談会報告書が2015年に外務大臣に提出され、2016年には科学技術外交推進会議が設置された。2015年北極政策は、日本の科学技術外交を実践する良材である。実際、2018年には『北極域での科学的知見の活用：5つのアイ（i）から読み解く日本の役割』が外務大臣に提出され、2018年海洋基本計画では、「科学技術は、北極政策を主導する上で我が国の最大の強みであり、国際ルール形成への参画、国際協力の推進を実現していく上でも、極めて重要な手段となる」と記述する（25頁）。

科学外交には3つの側面がある。外交政策を科学的

知見に基づき行うこと（science in diplomacy）、科学調査ないし科学協力を外交が後押しすること（diplomacy for science）、そして最も重要なのが、科学協力が良好な外交関係を後押しすること（science for diplomacy）である（Bertelsen, 2020）。北極域に関する日本の科学技術外交の実践は、第1及び第2の側面で活発であるも、第3の側面でより意識的な活動が望まれる。

（1）科学的知見の北極域ステークホルダー及びガバナンス制度への提供

2018年河野外務大臣の北極サークル総会での講演は、北極域研究推進プロジェクト（ArCS）や国立極地研究所が管理する北極域データアーカイブシステム（ADS）など、日本の科学研究やその成果について紹介はあるものの、それらを北極政策の立案や推進にどう外交的に活用するかの言及はない。これに対して、「データ基軸の外交活動強化」を含む科学外交の第1の側面を強調したのが、2018年科学技術外交推進会議の報告書である。恐らく、この報告書をも踏まえて、北極域研究の「社会実装」を求めるArCS IIが2020年からスタートしたと考えられる。

ArCS IIの下では、北極ガバナンスへの科学的知見による貢献は、主に北極評議会作業部会への参加と科学的成果の紹介・提供によって実践される（本章第2節参照）。例えば、CAFFの北極域海鳥専門家部会（CBird）への参画について、「日本は北極政策に基づき、政策決定や課題解決に対して貢献する目的で北極研究を推進する」と述べる（Japan, CBird, 2019）。

日本の研究機関が所有・管理する観測基地や観測船

などの研究基盤、そして日本の研究者が開発した観測技術も、北極政策の立案・遂行を科学的知見に基づかせることに繋がる重要な科学技術外交のアセットであるとの指摘がある。これら日本の研究基盤を基礎に、北極評議会作業部会や国際極域年（IPY）といった国際的な観測研究計画の立案段階から議論に関与し、社会が求める科学的知見をより能動的に修得・提供することができる。日本は、2019年からスバルバル諸島ニールスンに新たな観測施設を整備している（2022年海洋レポート26頁）。ArCS IIでは、北極研究基盤の整備も重要な目標として設定されている（2024年ArCS II「研究基盤」；Observer Report, 2020, 2）。

日本が提供する科学技術的知見が北極政策に貢献しうる質的要素として、日本の「非北極圏国としての中立的な立場」に言及するものもあるが（2018年科学技術外交推進会議報告書2頁）、日本の「高い精度の科学的データと技術的インプット」こそが重要であろう（2021年北極担当大使AC閣僚会合声明）。AMAPの下で議論が行われたブラックカーボン（BC）の観測標準化に、日本の研究者が開発した観測測定器COSMOSが貢献できた事例は、より適切な北極環境政策の科学的基盤の構築に研究開発を通して貢献できた事例である（2023年度ArCS II成果報告書16頁）。中央北極海漁業協定の下で採択された科学的調査・監視に関する共同計画（JPSRM）の実施計画に、日本がこれまで観測データを積み上げてきた北極海太平洋側ゲートウェイにおけるArCS IIでの研究成果を基に、優先的に調査が行われるべき海域の特定に貢献した事例もある（Nishino et al., submitted）。他にも国際海事機関（IMO）における海氷速報図の国際的取り決めに貢献すべく、日本の海洋状況表示システム（海しる）の活用がなされた（2021年海洋レポート98頁）。北極ガバナンスへの貢献を具体的に意識した日本の北極研究開発事例として特徴的である。

ロシアによるウクライナ侵攻が続く中での北極評議会の機能低下の中で（第5章第2節参照）、今後の北極ガバナンスへの研究開発を通じた貢献は、条約機関や国連専門機関も含めより多層的に展開する必要がある。その際、それぞれの機関が政策的に必要とする科学的知見に応えられるよう、対象機関側のニーズを精確に把握しつつ、そのニーズに応えるテラー・メイドの形で知見が提供される必要がある。北極域研究船「みらいII」が、山積する北極域の社会的・政策的課題の解明と解決に貢献する科学技術的知見を得るための国際研究プラットフォームとなり、中央北極海漁業協定の実施に貢献することを含め特に北極海太平洋側での国際的な研究観測プログラムの立案・実施に、日本がリーダーシップをとることが期待されている。

(2) 北極科学協力を推進する外交活動

日本は、北極評議会の作業部会や専門家部会、タスクフォースに日本人研究者等を参加させることにつき情報提供及び資金面で支援している（2014年北極担当大使北極フロンティア会合発言、2024年ArCS II「重点課題②戦略的情報発信・専門家派遣」）。2023年からは北極担当大使主催の北極関係省庁・関係機関連絡会を年4回程度開催し、北極研究の現状や課題について意見交換する場を設けている（2023年度ArCS II成果報告書3頁）。

特徴的な取り組みが、北極科学協力協定への外交的取り組みである。この協定は、北極域データの共有や北極調査地域へのアクセスを容易にすることなどを北極圏8ヶ国に義務づけることにより、北極科学協力を国際的に促進することを目的とする。この協定交渉に日本及び日本の科学者の意向が反映されるべく、日本政府及びArCSが協力して専門家を派遣し、結果、日本の科学界にとっても有用な内容になった事例がある（Japan, 2020, AC interview; Shibata, 2019）。2018年に協定が発効した後の協定実施を検討する会

合にも、外務省とArCS IIの協力にて専門家を参加させた（2022年海洋レポート88頁、Sergunin & Shibata, 2023）。

2021年北極科学大臣会合、2023年北極サークル日本フォーラムなど、北極科学協力を話し合う政府間・非政府間会合の日本招致及び開催に対するサポートもある（2023年林外務大臣挨拶）。二国間の科学技術協力協定や、2024年北欧外交イニシアティブ等の多国間枠組みを介した北極科学協力の推進もある（本章第2節参照）。北極に関する日中韓ハイレベル対話への明示的言及は、2023年海洋基本計画から無くなっている。ロシアによるウクライナ侵攻が続く中、「北極評議会でもロシアの関与を念頭に置いた協力は大きな制約にある」とされる（2024年重点戦略21頁）。永久凍土融解とその地球環境への影響などは、場所的にはロシアとの協力なくして推進しえないが、その科学的意義は人類社会全体にある。このような北極研究を外交的手段で維持・再開するのも科学外交の力である。

(3) 北極科学協力による友好外交関係の構築・強化

2018年科学技術外交推進会議の報告書は、「日本の科学技術は・・・イノベーション創設を促す協力関係構築の動力になり得」、北極観測データの共有などを通じて「科学者の間に共通の理解が醸成され・・・国際協力推進のための素地がつくられる」と言う（1-2頁）。これは、北極における科学外交の第3の側面を、特にイノベーション創設を介して北極における国際協力関係の維持強化に繋げようとの趣旨と理解できる。2024年北欧外交イニシアティブは好例である。

他方で、科学技術イノベーションが国の経済力さらには軍事力にも応用されうること、そして「ロシアによるウクライナ侵略の影響で・・・北極を取り巻く情勢は先行きが不透明な状況」となり、インド太平洋地域においては、中国の軍事力増強等による「国際社会のパワーバランスの変化が加速化・複雑化し」ている中で（2023年

海洋基本計画4頁、8頁）、科学者レベルでの北極科学協力を、どのようにして北極ガバナンスに関わるロシアや中国も含めた友好的な外交関係の維持・発展に結び付けられるかは、今後の課題である。北極協力の対象国として「適切なパートナー国」に言及し始めたことにも留意が必要である（2024年海洋レポート14頁、2024年重点戦略22頁）。

そのような中で、海洋フォーラム「北極海とアジア：日中韓協力の課題は何か」など、トラック1.5協議をより能動的に活用するのも一案であろう（2024年笹川平和財団）。また、国連専門機関である世界気象機関（WMO）を通じた北極データ協力は継続しているようである（Arctic Regional Climate Centre Network）。（柴田明穂）

2節 北極評議会・二国間/多国間枠組み

(1) 北極評議会

2015年北極政策では、北極評議会（AC）の活動に対する貢献の一層の強化として、「ACの関連会合（作業部会、タスクフォース等）に対する我が国の専門家や政府関係者の派遣機会の増加」に加えて、AC内の「オブザーバーの役割拡大に関する議論に積極的に参加」することを宣明している。また同年には島尻海洋政策担当大臣が当時のAC議長国である米国を訪問し、『我が国の北極政策』を紹介しつつ、日本としてACへの関与と貢献を拡大していきたい旨表明している（2016年海洋レポート50頁）。2018年海洋基本計画では、「AC議長国及びメンバー国との政策対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化する」とする（71頁）。

実際に、2015年から現在まで日本が出席する北極評議会の会合は増えており、確実な前進がみられる（日本の北極評議会関係会合への出席一覧参照）。まず北極ガバナンスに直接関わる政策審議・決定機関たる閣僚会合と高級北極実務者（SAO）会合も、研究開発を

通じた貢献が反映された作業部会等の成果物を正式に採択する場として重要である。閣僚会合とSAO会合には、2009年に日本がアドホックオブザーバーになって以降欠かさず出席している。2021年の閣僚会合において日本の北極大使は、日本は科学的調査の強みを活かしてこれまで北極評議会における国際協力を積極的に促進してきたと述べている（2021年北極担当大使AC閣僚会合声明）。

北極評議会における研究開発を通じた貢献の中心は作業部会である。作業部会の全体会合については、SDWGには途中出席していなかった時期（2014-16年）もあったが2009年から、AMAPには2010年から、CAFFが2014年から、PAMEが2016年から、EPPRへは2019年から、ACAPには2020年から継続参加しており、2024年時点ですべての作業部会に出席している。各作業部会の下にある専門家部会やプロジェクト会合については、AMAPの下でSLCF専門家部会、CAFFの下でCBirdや北極渡り鳥イニシアティブ（AMBI）などに継続参加し、近年ではPAMEでも生態系アプローチや海運などの専門家部会にも参加するようになっている。閣僚会合が設置したタスクフォースとしては、BCメタンタスクフォース（TFBCM）、科学協カタスクフォース（SCTF）、北極海洋油濁汚染防止タスクフォース（TFOPP）に出席したことがあり、専門家部会としてはBCメタン専門家部会（EGBCM）に2015年から継続参加している。米国およびフィンランド議長国下（2015～19年）でガバナンスの点から注目された北極海洋協カタスクフォース（TFAMC）に日本は出席していなかったが、その後継であり、2019年に開催されたSAO海洋メカニズム会合には、外務省職員と共に社会科学系と自然科学系の研究者が出席し発表も行っている（Observer Report, 2020）。

北極評議会作業部会には、2015年以前には主に外務省職員が出席していた。2015年からArCSが始まると、その専門家派遣制度の下で主にArCSに所属す

る科学者が出席するようになった（2019年度ArCS成果報告書160-163頁）。もっともCAFFには、環境省職員にArCSの研究者が同行する形態をとっており、またEPPRには内閣府または海上保安庁の職員が参加しており、科学者は出席していない。またSDWGにも2017年の一時期ArCSの科学者とともに外務省職員が出席していた。作業部会に科学者が派遣される場合でも日本政府の代表として参加することを踏まえ、派遣の責任を負う関係省庁と実際に派遣される科学者とのより一層の連携が求められる。

北極評議会への研究開発を通じた貢献であるが、とりわけAMAP、CAFF、EGBCMにおいては実質的な貢献が見られる。例えば、AMAPの2017年気候変動適応行動報告書、2017年雪氷水圏永久凍土報告書（SWIPA）、2021年短寿命気候強制因子報告書などの執筆者として貢献している（Observer Report, 2018）。またEGBCMでは、BCとメタンの排出にかかるレポートを提出するとともに同専門家部会の報告書の準備のための議論に貢献している（2019年度ArCS成果報告書58頁）。CAFFへの貢献としては、2020年にAMBIの保護優先種の1つであるハマシギの保護に関する専門家国際ワークショップを開催している（2020年海洋レポート104頁, Observer Report, 2022）。

一方でその他の補助機関では、より実質的な貢献をしていく余地がある。そのためには、作業部会への派遣に責任を負う政府担当者、作業部会での議論の法政策的意味合いを理解できる社会科学の研究者、そして科学技術的知見を有する科学者がより一層連携して、新たな貢献分野を見出すことが望まれる。また、作業部会のプロジェクトとそのニーズに精通する各作業部会の事務局やウクライナ侵攻が継続する中でより重要な役割を担いつつある北極評議会の議長国（第5章第2節）とも連携して、実質的に貢献できるテーマを探るのも有効である。

（2）その他の多国間枠組み

北極ガバナンスに研究開発を通じて貢献しうる国際的枠組みは、北極評議会以外の多国間政府枠組みに加えて、非政府枠組みもある。2015年北極政策では、SOLAS条約やMARPOL条約を管轄する国際海事機関（IMO）、京都議定書、生物多様性に関する愛知目標、国連海洋法条約に言及があり、非政府枠組みとしては、北極サークル、北極フロンティアに言及がある。2018年海洋基本計画からは、以上に加えて、北極科学大臣会合、北極に関する日中韓ハイレベル対話に言及がある。また日本の北極国際協力の枠組みとして、北極評議会より前に、「二国間・多国間での協力の拡大」が位置づけられている点は、注目に値する（2018年海洋基本計画70頁、2023年海洋基本計画78頁）。日本がオブザーバーとして北極評議会に参加してきた約5年間の経験に照らして、北極国際協力の枠組みの優先順位が変化したのかもしれない。

IMOの枠組みを活用した日本の取り組みの情報は、『海洋レポート』にはほとんど記載がない。またIMOにおける取組みについては第4章1節参照のこと。

北極科学大臣会合は、「北極における研究・観測や主要な社会的課題への対応の推進、関係国間や北極域に居住する先住民団体との科学協力の更なる促進を目的」とした政府間会議である。日本は第1回会合から出席しており、2021年に第3回会合をアイスランドとともに共催した。同会議で採択される閣僚宣言では、北極科学協力の様々な課題とその解決のための今後の取組を特定している。ロシアが2023年4月に開催したとされる「第4回会合」には日本は参加しておらず、北極科学大臣会合自体の今後の動向も不透明である。

次に北極に関する日中韓ハイレベル対話は、3カ国の北極協力を強化する手段の探求を目的として2016年に開始され、特に研究開発が北極協力の最も有望な分野であるとの認識を3カ国が共有している点で重要な枠組みである。第1回が2016年、第2回が2017年、

第3回が2018年、第4回が2019年に開催されており、第2回と第3回には共同声明も採択されている。例えば共同声明では、北極海の太平洋側での合同科学活動の推進など具体的な事柄が合意されていた（日本の北極評議会以外の二国間・多国間枠組みの会合への出席一覧）。第5回会合は日本で開催することが決まっていたが開催されていない。2023年3月の北極サークル日本フォーラムにおいて韓国と中国の北極大使は、対話の再開に向けて前向きな発言をしている（北極サークル日本フォーラム動画）。一方で日本に関しては、2023年海洋基本計画ではこの対話への言及が脱落しており、その再開は見通せない。

2015年北極政策や海洋基本計画には言及はないものの『海洋レポート』には、北極評議会の下で交渉された3つ目の条約である北極科学協力協定を介した貢献についても言及がある（本章第1節）。ただ、ウクライナ侵攻の影響により、同協定の第3回実施検討会合は未だ開催されていないが、今後も積極的な参加が求められる。

他にも、北極域を直接対象とする多国間政府枠組みとしては、日本が設立当初からオブザーバーとなっているバレンツ・ユーロ北極評議会（BEAC）がある。1993年1月のその設立会合から2011年頃まで比較的積極的に参加していたと思われるが（黒神, 1996年）、それ以降現在にかけて参加しているのかは明らかではないし、2015年北極政策や海洋基本計画で言及されることもなかった。

2015年北極政策や海洋基本計画にも言及のある北極サークル、北極フロンティア、北極エンカウンターなどの非政府の国際会議の重要性は、ロシアによるウクライナ侵攻後特に高まっている。こうした会議に最初に日本が参加したのは、2014年1月の北極フロンティア会合であった。その後、2015年10月の第3回北極サークルでは『我が国の北極政策』をお披露目し、2018年10月の第6回北極サークルには外務大臣が出席した。

注目されるのは、とりわけウクライナ侵攻以降、日本がこうした国際会議を積極的に活用していることである。こうした国際会議では、公開のセッションの合間に北極大使レベルの二国間会合が持たれているという（2023年海洋レポート83頁、2024年外務省政策評価書施策II-1個別分野2「北極をめぐる国際秩序への参画」）。またArCS IIにおいても専門家をこうした会議に積極的に派遣した（2022年度成果報告書3頁）。これはウクライナ侵攻以来対面会合が開催されない北極評議会の代わりに、こうした会議が、日本の北極政策とその成果を発信し、また二国間北極協力を推進する場として利用されていると理解できる。2024年重点戦略で実施が予定されている国際シンポジウム・ワークショップもこうした目的で活用されるべきである。

ウクライナ侵攻などの影響との関係では、G7主要国首脳会議の科学技術大臣会合における北極の扱いも注目される。仙台で開催された2023年の会合とイタリアで開催された2024年の会合のコミュニケでは北極研究の分野における国際協力が支持されている（2023年G7コミュニケ6-7頁、2024年G7コミュニケ9頁）。

(3) 二国間協力

まず北極圏国との首相・閣僚レベルでの会合で研究開発を通じた北極国際協力の推進が図られている。例えば、2013年のロシアとの首脳会談では北極研究の推進に言及があった（2013年日露首脳会談）。2015年12月には海洋政策担当大臣が渡米し、科学技術担当大統領補佐官と意見交換し、北極研究を拡大していくことになった（2016年海洋レポート8頁）。2019年のノルウェーとの外相会談では、北極観測への協力に

ついて一致した（2019年日諾外相会談）。2023年デンマークとの首脳会談時に発表された共同戦略行動計画では、政治協力の1つとして、北極科学協力の推進が挙げられている（2023年日丁首脳会談）。また2024年1月の北欧外交イニシアティブでは、その柱の1つである「北極と海洋」に関連して、「長年にわたる科学研究を中心とした我が国の北極の持続可能な開発への貢献を基礎とし、（北欧5ヶ国との）協力を深めて行く」とあり（1頁）、「みらいII」の国際研究プラットフォームとしての活用も謳われている。

また2015年北極政策では、二国間の科学技術協力協定に基づき極地研究等の関連分野における科学技術協力を推進すると宣言する。現時点で、日本はデンマークとアイスランドを除く北極圏国と二国間科学技術協定を締結しており、それぞれの協定の下で、科学技術合同委員会を3～4年毎に開催している。合同委員会では極地研究の推進が議論されることがあり、例えば2024年2月のノルウェーとの合同委員会では、極地研究の現状や今後の方向性について議論が行われた（2024年日諾科学技術協力合同委員会）。

大使レベルの二国間会合としては、2016年にアイスランドとフィンランド、2017年にカナダ、2018年にEUと行っており、その中では科学技術協力についても議題になっている。上述のように近年ではこれ以外にも北極サークルなどの国際会議の機会に二国間会合を行っている。

ロシアを参加国に含む地域的多数国間枠組みが不安定な中では、二国間関係においてもこうした様々なレベルで科学協力を高めたり、研究成果をアピールしていくことが重要である。（稲垣治）

3章

法の支配を通じた関与

1節 北極政策における「法の支配」の位置づけ

『我が国の北極政策』では、「『法の支配』の確保と平和で秩序ある形での国際協力」を北極域で推進するとする。同政策では「積極的平和主義」にも触れられているが、その後の海洋基本計画では引き継がれていない。なお、2024年ドイツ北極政策指針では、北極の平和利用と国際法に基づくルールを基礎とした国際秩序が明示に関連づけられている（20頁）。

法の支配の具体的中身として、2015年北極政策は、領有権問題や境界画定問題について「国際法に基づく平和的な対応」がなされること、北極海においては「国連海洋法条約を含む関連国際法が適用され、『航行の自由』を含む国際法上の原則が遵守されること」、そして「北極に関する国際的な意思決定やルール策定に関与していく」こと、2018年海洋基本計画では、水産資源との関係で「科学的根拠に基づく保存管理のルール形成に参加すること」に言及がある（70頁）。日本の外交政策全般における法の支配は、権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内における公正で公平な社会の基盤であると同時に、国際社会においてはすべての国が国際法を誠実に遵守し、力による支配を許さないこととされる（2023年外交青書232頁）。『我が国の北極政策』でいう「法の支配」は、主に国際社会平面での「法の支配」を念頭においていることがわかる。

北極の文脈で言及される法の支配については、2018年河野外務大臣の北極サークル講演が「法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序」が北極海にも適用されるべきと言う。同時に、2017年北極に関する日中韓ハイレベル対話の声明文が、「ルールを基礎とした

海洋秩序」という表現で合意されたことに言及しつつ、大臣自身はこれを「国際法に基づくルールを基礎とした海洋秩序」が北極域でも尊重されるべきと言い換えている（4頁）。法の支配への言及振りが微妙に異なる背景には、法の支配には多様な理解があり、北極域に適用されるべき法の支配の中身について理解の不一致があるのではないかとの指摘がある。北極域における法の支配の実体的中身について、日本がリーダーシップをとって、学術的議論や政府間対話の場を提供することに期待が寄せられている。2024年重点戦略で達成すべき目標の1つとして上げられる、日本の北極政策に対する理解促進のための国際ワークショップのテーマの1つとして、検討に値する。

日本の外交政策全体における法の支配の重要性が増したことは、『外交青書』における「法の支配」への言及が2015年には49カ所であったのが、2023年には129カ所に増えていることから分かる。他方で、北極の文脈における法の支配への言及は、2018年及び2023年海洋基本計画においてもほぼ変更がない。2023年林外務大臣の北極サークル日本フォーラムでの挨拶では、「パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化」を背景として、日本がG7議長国として「力による一方的な現状変更の試みを断固として拒否し、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7の意思」を示したことに触れた後で、「北極においても法の支配が確保されることが重要」であるとした（2頁）。

以下では、法の支配を通じた北極ガバナンスへの日本の貢献の取組を3つの分野で検討する。（柴田明穂）

2節 中央北極海漁業協定

2015年北極政策において、中央北極海漁業協定に関する取組は、2つの文脈において位置付けられてきた。第1は、「法の支配」の確保と国際協力の文脈であり、北極に関するグローバル課題への対応や国際的ルール作りへの積極的な参画の一例としての位置付けである。第2は、資源開発の文脈であり、関係国と連携しつつ、持続可能な利用のために科学的根拠に基づく保存管理の枠組みを構築するものとしての位置付けである。

2015年北極政策は、日本が中央北極海漁業協定の交渉に参加する直前の2015年10月に発表された。その後、協定は2021年に発効し、締約国会議でその実施に必要な事項が決定されつつある。この協定には、単に無規制漁業を防止するだけでなく、それを健全な生態系を保護し、魚類資源の保存・持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として行うことを目的として掲げている（協定2条）という特徴があり、また、科学的調査及び監視に関する共同計画（JPSRM）を通じて、中央北極海の海洋生物資源及びこれが存在する生態系に関する知識の増進のための継続的協力の枠組みを構築するものとしての側面もある。このような協定の特性も踏まえて、日本が今後協定の運用にどのように関与していくのかについて、戦略的な政策的対応が求められている。

（1）北極政策のなかの中央北極海漁業協定

2015年北極政策は、直接には「法の支配」の確保と国際協力の推進の文脈で、北極公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向けた関係国との水産資源の保存管理のルール作りへの積極的な参加を必要な取組として挙げている。これは、北極に関する国際的な意思決定や適切なルール策定に関与し、科学的知見等に基づく建設的な議論を喚起していくことが日本にとって重要であるという認識に基づいている。

これに対して、生物資源の持続的な利用という観点からは、「今後、海洋生物資源開発が行われる際には」、北極の環境に配慮し、科学的根拠に基づく持続可能な利用のための保存管理の枠組みを関係国と連携して検討することが具体的な取組として挙げられており、相対的に控えめな記述となっている。これは、中央北極海の生物資源について、近い将来における商業的漁獲が想定されていないためと思われる。もっとも、中央北極海漁業協定の国会承認の過程では、日本の将来の漁業機会の保全・確保と、法の支配の促進への貢献の2点が日本にとってのこの協定の意義であると説明されており（2019年衆議院外務委員会会議録3頁）、遠い将来における漁業の可能性は考慮されている。

2015年北極政策後に策定された一連の政策文書でも、資源の持続的な利用と比べて、相対的に国際協力および法の支配の文脈に力点を置いて中央北極海漁業協定を位置づける立場が一貫して見られる。中央北極海漁業協定の交渉中に策定された2018年海洋基本計画は、持続的な利用ではなく国際協力の項目で、科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向けて、関係国との水産資源の保存管理のルール形成に引き続き積極的に参加することを具体的な取組として挙げている。また、2019年以降の毎年の『海洋レポート』は、いずれも中央北極海漁業協定の交渉から締結、そして発効後の運用に関する取組を、国際協力の項に記載している。2019年海洋レポートは、中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント（WGICA）において、日本が共同議長を務めて科学的な議論を牽引してきたことにも触れている（82頁）。さらに、日本の北極政策の対外的な発信においても、中央北極海漁業協定に関する日本の関与は、法の支配の文脈が強調されてきた（2018年河野外務大臣講演4頁）。

中央北極海漁業協定に対する日本のこのような態度は、短・中期的な資源開発の現実性という観点からも、法の支配や科学的根拠に基づく意思決定を重視する価

値観を持った責任あるステークホルダーとして北極の国際関係に関わろうとしている旨を対外的に示す観点からも妥当なものといえる。しかし、中央北極海漁業協定の運用とそれへの日本の関与のあり方を考えた場合に、協定への日本の関与の意義を、協定への参加と議論への貢献という抽象的な意味での国際協力・法の支配の推進に限定して理解すべきかについては、検討が必要である。

（2）中央北極海漁業協定発効後の取組

中央北極海漁業協定の発効後に策定された2023年海洋基本計画でも、中央北極海漁業協定は従来と同様に国際協力の項目の中で、「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画のためとして位置づけられている。ただし、2015年北極政策以来、日本の政策文書では「国際ルール形成」がキーワードであったのに対して、2023年海洋基本計画では「水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める」との表現も用いられている。協定が発効したことで、形成された国際枠組みの実施が北極における「法の支配」にとって重要であるとの認識が反映されている。

日本は準備段階も含めて、中央北極海漁業協定の締約国会議や科学調整グループ（SCG）の会合に積極的に参加してきている。協定の締約国会議第1回から第3回までが韓国で連続して開催されており、非北極圏国の中で特にプレゼンスが大きい。日本も条約の運用により積極的に関与する方法を検討すべきである。

協定の運用に対する日本の実質的な貢献という点では、JPSRMの実施計画に日本の研究成果が大きな影響を与えたことが特筆に値する。中央北極海漁業協定は、協定の下での意思決定には協定区域内の生物資源やその存在する生態系の知識が必要となることから、関連するデータ・情報の取得のためにJPSRMを設けることとなった。日本は当初からJPSRMを通じた「魚種、資源量等の基本的なデータ」の把握が重要であるとし

ていたが（2019年参議院外交防衛委員会会議録2頁）、生態系に関する極めて広範なデータの収集が計画に盛り込まれた（JPSRM Implementation Plan, 2024, 2.3-2.4）。JPSRMの実施計画は必要となる研究の計画、調整および実施の詳細を定めるものであり、今後の北極海における科学協力にとっても意義を持つ。

同協定の下で採択されたJPSRM実施計画が定めている内容の1つに、優先的に調査すべき海域の特定があるが、計画の根拠として日本の研究が多く参照されている。例えば、協定区域内ではチュクチ海台と呼ばれる海域の環境・生態系をモニタリングすることが必須であるとされているが、この科学的な判断にはArCS IIプロジェクトの下で得られた研究成果が大きく貢献している（Nishino et al., submitted）。

JPSRM実施計画は研究プラットフォーム間の協力等も扱っているが、協定区域で活動する船舶には日本の「みらい」と「おしよる丸」も含まれており、さらに「みらいⅡ」については特に科学魚群探知機の搭載が予定されていることから協定に関連する科学調査に貢献することの期待が記されている（JPSRM Implementation Plan, 2024, 8.2）。

以上のような日本の中央北極海漁業協定の運用への関与のあり方からは、この協定が日本の北極政策における「研究開発」のための取組とも直接的な関係があることを見て取ることができる（第2章参照）。日本の北極政策は、北極研究が政策判断・課題解決に資するものとなることを想定しているが、中央北極海漁業協定のJPSRMへの貢献はその好例である。このような観点からは、協定への参加と議論への参加を「法の支配」の推進への貢献として位置づけて満足するのではなく、日本の科学技術外交や北極外交におけるプレゼンス向上のためにも中央北極海漁業協定のJPSRMの下で行われる科学的活動に戦略的に関与していくことが検討されるべきである。（西本健太郎）

3節 北極先住民族との協働と権利保障

(1) 北極先住民族に関する記載ぶり

2015年北極政策は、日本が北極をめぐる課題への対応における主要プレイヤーとして貢献していくうえで、「先住民の伝統的な経済社会基盤の持続性を尊重」すること、そして「北極における環境変化や経済活動の拡大による影響を受けやすい北極先住民が、伝統的な生活や文化の基盤を維持しつつ持続可能な発展を享受していく上で、我が国がどのように貢献できるか検討していく必要がある」とする。2023年海洋基本計画では、「先住民との連携強化」に言及がある（31頁）。2024年重点戦略は、国際ルール形成への寄与の一環として、「先住民コミュニティの持続可能な発展等の北極圏国やステークホルダーの関心を尊重しつつ、法の支配に基づ（き）・・・我が国としての関心を追求し、必要に応じ北極関係国に働きかけを行う」と言う（23頁）。

(2) 先住民族に関する国際法の展開

2024年重点戦略が、「法の支配」の文脈で、先住民族の関心を尊重すると述べている点は重要である。先住民族をめぐる国際法の近年の展開は著しい。先住民族はすでに国際法上の権利を享受する主体として認められ、例えばノルウェーが批准している1989年採択のILO第169号条約といったハードローだけでなく、ソフトローである2007年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」と、それを受けた人権条約の解釈の発展により、先住民族の権利が国際法上保障されている。国連宣言で認められた自決権や協議義務、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を得る義務は、依然としてその法的性質や具体的な意味内容について論争があるものの、先住民族に関する政策を考える上で無視できないものとなっており、北極ガバナンスにおいても例外ではない。

日本とは異なる歴史的背景をもつも、この点参考になるのが、同じ非北極圏国であり科学調査を中心に

北極ガバナンスに関与することを目指すドイツの2024年北極政策指針である。例えば、研究開発と先住民族の権利との関係について、「すべての研究プロジェクトに先住民族は平等なパートナーとして参加し、調査活動の際には先住民族の権利が尊重されなければならない」と明記し（38頁）、ドイツ政府の公的資金を活用したプロジェクトや投資についても、「ドイツ政府は、先住民族に関する国連宣言やILO条約第169号を考慮に入れる」と明言する（44頁）。

これに対して、日本の2015年北極政策もその後の海洋基本計画においても、先住民族の「権利」への言及はなされていない。例えば2024年重点戦略では、国際的なルール形成への日本の寄与にあたり、先住民族の「関心」を尊重することには言及しているが、「権利」への言及は慎重に避けられている（23頁）。

また先住民族の「伝統的な経済社会基盤」との記載振りについては、例えば、スノーモービルを利用してトナカイ牧畜を行うなど、先住民族の生活様式が現代的技術の助けを得て展開している場合もある。ArCS IIなどの研究成果を踏まえて、北極域の先住民族の実態をより適切に反映する記述振りに更新していくことも重要であろう。

(3) 北極先住民族と協働した研究の推進

日本として、どのように北極先住民族と協働しているか、あるいは北極先住民族の権利の実現のための支援をしているのかは、関連文書からは明らかではない。しかし少なくとも日本は、ArCS及びArCS IIを通じて、北極先住民族と協働する研究者を資金面で支援してきた。特にArCS IIでは、年度ごとの成果報告書に各課題等が「先住民・地域コミュニティに関する取り組み」について活動実績を記載する欄が設けられており、北極先住民族との協働を組織として重視していることが分かる。以下では、文部科学省の補助金であるArCS IIの下で行われた先住民族と協働した研究の具体例につ

いて紹介する。

ArCS II沿岸環境課題では、2022年にはグリーンランドのシオラパルク村で、2023年にはカナック村等でワークショップを開催し、研究プロジェクトやその成果について説明し、今後の研究方針や課題について現地の人々と共に考える機会を設けた（2022年度ArCS II成果報告書203頁、2023年度ArCS II成果報告書194頁）。研究成果の現地への還元と、コミュニティに寄り添った研究活動の例と言える。

ArCS II国際法制度課題では、2022年と2023年の北極サークルにおいて、中央北極海漁業協定の実施における先住民族との協力可能性について、北極先住民族の代表をパネリストに加えた分科会を実施し、科学的知見、先住民族の知見、そしてそれらを有機的に統合する条約の仕組みとこれまでの運用について検討を行った（2022年度ArCS II成果報告書227頁、2023年度ArCS II成果報告書220頁）。

2023年にはArCS II課題連携国際セミナー「北極域における先住民族の持続可能な発展」を開催し、北極先住民族に出自をもつ3人の研究者をゲストスピーカーに迎え、北極域における持続可能な発展について、先住民族に焦点をあてていかなる努力がこれまでなされてきたか、その重要性和課題について議論した（2023年度ArCS II成果報告書221頁）。

(4) 北極先住民族への取組の前提としての国内的取組

日本が北極評議会におけるオブザーバー資格を申請していた2012年に、当時の北極評議会議長国であったスウェーデン主催の会合において、日本の外務大臣政務官は、「北極先住民の価値、利益、文化、伝統の尊重に関連して、日本に暮らす先住民との経験に基づいて、適切な方法でこの問題に取り組むことを決意しており、その資格がある」と述べていた（2012年外務大臣政務官発言3頁）。ACオブザーバーの資格基準には、「北極先住民族とその他の北極住民の価値、利益、文化、

伝統を尊重すること」やACの「常時参加者や他の北極先住民族の活動に貢献する政治的意思と財政能力を示すこと」が含まれており、特に前者を意識した発言であることが窺える。この発言が示す通り、ACオブザーバーとしての信頼を得るためには、北極先住民族への取組の前提として国内の先住民族への取組が問われると指摘される。

具体的には、日本政府が先住民族として認めているアイヌに関する取組が注目されている。2019年に成立、施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌが日本の先住民族であることを法律上明記した（2019年アイヌ施策推進法1条）。同法は、アイヌに対する差別を禁止し（4条）、国及び地域公共団体の責務、特に「アイヌに関し、国民の理解を深めるよう」努める責務を明記している（5条）。また同法によりアイヌ政策推進交付金制度が新たに設けられた（10条、15条）。他方で、アイヌ施策推進法には、先住民族としての権利が一切認められていないなど、課題も存在する（小坂田、2024年）。

今後、日本が北極ガバナンスへの関与を進める中で、こうしたアイヌ民族への取組につきより積極的に情報発信をしつつ、課題については、北極圏国の先進的な取組から謙虚に学ぶ姿勢を示すことも有効である。ArCS IIの下でアイヌに出自をもつ研究者と北極先住民族の研究者を共に招へいして対話を促す国際セミナーを開催したような取組を（2020年度ArCS II成果報告書179頁）、今後より積極的に企画するのも効果的であろう。北極域研究船「みらいII」を国際研究プラットフォームとして活用する際にどのように先住民族と協働していくのかは、同研究船のワークショップなどでも議論がなされており（2023年北極域研究船に関する国際ワークショップ）、今後も検討を継続すべきである。（小坂田裕子）

4節 北極環境及び生態系の保護

2015年北極政策は、「京都議定書の策定、生物多様性に関する愛知目標の策定等」に言及しつつ、日本が地球温暖化や、生物多様性の損失といった地球環境問題に対して主導的な役割を担ってきたこと、そして「北極における環境変動に起因するこれら地球環境問題への取組に対しても、我が国の経験や知見を活用して大いに貢献する」と宣明している。本節では、国際的な環境規範を踏まえた日本の北極環境ガバナンスへの関与・貢献の実行につき分析する。

(1) 国際規範枠組みを通じた北極環境保護への貢献

2015年北極政策では、日本は、地球環境問題に関心を有している故に北極に関する国際的な意思決定やルール策定に適切に関与するとし、そのような関与の場として、北極評議会やその他の国際的な議論の場への参画を想定する。北極評議会では北極域の動植物相の保全を議論するCAFF、海洋環境保護を議論するPAME、北極域の汚染物質対策を議論するACAPに関与している（第2章2節参照）。日本がアイスランドと共催して東京で開催した第3回北極科学大臣会合では、カーボンニュートラル実現を含めた日本の地球環境対策を示した（2021年海洋レポート17頁）。

日本は、「北極域における気候変動対策に貢献すべく・・・パリ協定やSDGs（国連持続可能な開発目標）の適切な国内実施」（2018年海洋基本計画72頁）や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略・・・に即して気候変動の緩和の取組」（2023年海洋基本計画79頁）を行うとする。これら国内対策の延長線上に、どのような形で北極域におけるないし北極域のための気候変動対策に具体的に貢献しているかにつき、より明瞭に情報提供することも検討に値するであろう。

北極海の航路の利活用に伴う北極海洋環境への影響についても、2015年北極政策は、「新たなルール作りに関する国際的議論に積極的に参加する」とし、具体

的な国際規範として、極海コード（Polar Code）、海洋汚染防止条約（MARPOL）などに言及する。ブラックカーボン排出の原因となる北極海域における船舶による重質油燃料使用及び運搬を原則禁止するMARPOL附属書I改正案が2021年に採択されているが、この新たな北極環境規制の取組に対する日本の立場は明確に打ち出されていなかったとの指摘がある（西本, 2021年, 13頁）。他方で、北極域にも適用される、2050年頃までのネットゼロ目標を盛り込んだ2023年のIMOのGHG削減戦略の策定は日本が主導した（2023年国土交通省）。

北極域を生息地とする渡り鳥の保護は、移動性野生動植物の保全に関するボン条約（日本未加盟）の他、日露及び日米渡り鳥協定などでも対策の対象となっている。2015年北極政策及びその後の海洋基本計画にはこれら関連条約への言及はない。他方で、北極評議会の作業部会CAFFの下で設置されている北極域渡り鳥イニシアティブ（AMBI）に対する日本の貢献は重要である。環境省職員がCAFF会合に出席するのみならず、2020年にはAMBIの専門家国際ワークショップを開催したことは、上に述べた（第2章2節）。

日本も加盟する国際環境条約の北極域における適用・実施に対しては、締約国たる日本も法的利益を有する。その具体的な実施に関する地域協力が仮に北極評議会といった日本がオブザーバーに過ぎないフォーラムで議論されていたとしても同様である。そのような視点から、2018年・2023年海洋基本計画で言及された既存の環境条約や国際文書に加え、今後は昆明・モントリオール生物多様性枠組み、BBNJ協定、水俣条約、交渉中のプラスチック汚染防止条約などの北極域への適用関係を精査しつつ、日本の北極環境ガバナンスへの更なる取組を、これら国際規範枠組みにも関連づけて示していくことは有効である。事実、ドイツの2024年北極政策指針は、ルールに基づく秩序の中で北極の平和利用の文脈において、「生物多様性条約

の下で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組みの実施は、北極の特徴的な生物多様性を保全するためには極めて重要である」と言及する（22頁）。

(2) 科学技術を通じた北極環境保護への貢献

2015年北極政策は、北極環境ガバナンスへの日本の貢献の手法として、「我が国の有する科学的知見や先端的な科学技術等を活用」とし、北極海洋環境の保全の取組については、2018年海洋基本計画から「官民の経験」も活用すると付言している（72頁）。日本による北極環境ガバナンスへの関与と貢献の中心は、これまでArCS及びArCS IIなどによる環境・生態系関連の研究成果や技術開発を学術論文や国際会議等で紹介する実行であった。例えば、2021年第3回北極科学大臣会合の場では、北極観測技術の進展での日本の貢献として、気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）による観測や温室効果ガス観測衛星「いぶき」（GOAST）などを紹介している（2021 Arctic Science Ministerial Report, 76-77）。

単なる情報提供を超えて、北極ガバナンスのあり方に日本発の科学技術が実際に貢献したのが、第2章1節でも紹介したAMAPの下で議論が行われたブラックカーボンの観測標準化に、日本の研究者が開発した観測測定器COSMOSが採用された例である（2023年度ArCS II成果報告書16頁）。

ブラックカーボン（BC）は、短寿命気候汚染物質で温室効果や健康への悪影響が懸念され、特に極域では雪氷の融解を促進するため対策が重要である。BCを一般的に規制する普遍的な国際条約は未だ締結されていないが、北極評議会は2015年に「BC及びメタン排出削減の強化に関する行動枠組み」を採択し、その実施につき助言するBC及びメタン専門家グループ（EGBCM）を設置している。日本はこの行動枠組みに則り2015年、17年、20年および24年に国別報告書を提出し、北極域におけるBC削減に関する北極評

議会の努力を支援するとし、EGBCMにも専門家を派遣している（Observer Reports, 2016, 3; 2018, 5; 2020, 3）。大気中のすす粒子の地球温暖化効果を推定する上で、すす粒子の大きさや化学組成を考慮することが不可欠であることを解明したことや（2019年海洋レポート79頁）、環境研究総合推進費によるアジア起源のBC等が北極域の環境・気候に及ぼす影響に関する研究成果（Observer Report, 2020, 4）なども、行動枠組みの実施・発展への科学技術的貢献と言える。

(3) 持続可能な利用の重要要素たる北極環境保護

現代国際法における持続可能な発展原則の北極への適用においては、その脆弱な自然環境と先住民族を含む地域住民特有の社会環境の保護を特に配慮する必要がある（Shibata & Romain, 2020）。2015年北極政策も、北極の「環境変化への脆弱性が適切に認識され、持続的な発展が確保される」よう求める。ただ科学活動を含め北極域の持続的利用（第4章参照）と直接関連させる形で、国際法上の要請としての環境保護への配慮を求める記述は無い。

2024年重点戦略は、「海洋開発」の一環として北極政策が位置づけられていることもあり、「将来的には北極海航路の利活用や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等の成果を我が国の経済に貢献していくことを目指す」（22頁）と述べる一方で、北極特有の自然及び社会環境を保護すべきことへの言及は無い。この点、ドイツの2024年北極政策指針が、政府のみならず企業が北極域を利用する際には、環境的及び社会的規則を遵守し、法律に定められたデュー・デリジェンスの義務を守ることを求めているのとは（44頁）、対照的である。

北極域の環境保護は、海・陸・大気を統合的に把握して対策をとることが求められており、日本の北極政策も北極域の海と陸と大気を一体的に捉えるより統合的な北極環境ガバナンスへの対応が期待される。（木村ひとみ）

4章

持続可能な利用

1節 北極海航路

北極域を合法的に利用することは、その利用実績が利益となり、関連する北極ガバナンスへの関与・貢献への正当な根拠となる。『我が国の北極政策』は、2015年の時点で、北極の「海水の減少に伴い利用可能な海域が拡大し、北極海における航路の確立など、新たな経済的利用が現実的となっている」との認識の下、「北極海航路の可能性検討に焦点を当て」て、北極の持続的な経済的利用の可能性を探求すると述べた。

(1) 航路利用の実績

2015年北極政策は、北極海を通る航路を総称して「北極海航路（Arctic Sea Route）」と呼称し、特にロシア沿岸海域を通る航路（以下では「ロシア北方航路」とする）を念頭においているが、日本船籍の船舶がこの航路を実際に商業利用した実績はない。ロシア北方航路航行船舶の日本国内の湾港への寄港実績は、2018年から2020年の3年間で計13回となっている（2021年国土交通省）。2020年7月には、商船三井と中国遠洋海運集团有限公司が保有する、ヤマルLNGプロジェクト向け砕氷LNG船が、ロシアのサベッタ港を出航後、ロシア北方航路を経由して東京湾に到着した。砕氷LNG船が日本に入港したのは初めてのことであり（2021年海洋レポート1頁）。このように商船三井が船主である砕氷LNGタンカー3隻が、ロシアのヤマルLNG社との用船契約によりロシア北方航路を運航している（合田、2022年）。さらに商船三井はアークティックLNG-2プロジェクトに対しても、新たに3隻の砕氷LNGタンカー等を建造し、運航することとしている。ただし、このプロジェクトは米国制裁を受け、事実上活動を停止している。

(2) 環境整備のための研究開発

2015年北極政策は、日本の海運企業等による利活用に向けた環境整備として、その「自然的・技術的・制度的・経済的課題について明らかにすると共に、海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築」などを検討するとする。こうした研究開発を担ったのが、日本政府の補助金で推進されてきた一連の北極研究プロジェクトである。ArCSプロジェクトでは、テーマ1「気象・海水・波浪予測研究と北極航路支援情報の統合」の下で、海水密度等のデータを北極海を航行する研究船舶に送る航路支援サービス「VENUS」の有効性が検証された（2015-2020ArCS研究成果報告書27-28頁、2021年海洋レポート70頁、95頁）。

ArCS IIプロジェクトでも研究課題「北極海の環境変動を考慮した持続可能な航路利用の探求」が設けられ、高度な海水情報の提供、船舶の性能と安全性の科学的評価、油流出事故の影響と対応の評価を通じて、安全で持続可能な海運操業を支援する手法の開発が進んでいる（2023年度ArCS II成果報告書176-186頁）。また、ArCS IIの下では「北極海水情報室」も設置され、過去の北極海の海水中期予測から得られた経験を活かし、北極海の海水中期・短期予測、短期波浪予測を提供している（2024年北極海水情報室）。また、衛星による海水観測データを活用し、「北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証」も引き続き行われている（2023年海洋基本計画79頁）。

(3) 産学官連携協議会の設置

航路開発を行うにあたっては、政府と海運事業者の協力が不可欠である。海運企業が航路開発に果たす役

割の重要性に鑑み、2014年に国土交通省において「北極海航路に係わる官民連携協議会」が設置されており（2014年国土交通省）、北極海利用の利点やリスク、その他の動向について、官民の情報共有がなされている。さらに2020年、国土交通省は同協議会に物流事業者と研究機関を構成員に加えて「北極海航路に係る産学官連携協議会」として開催している（2020年国土交通省）。こうした情報交換を通して、例えばロシア北極海域で採掘された天然資源の国際海上輸送をロシア船籍に限定するロシアの法律及びロシア建造船の利用を義務付ける法案に対して、日露次官級会合で懸念を伝え、日本の海運企業の参画に悪影響を与えないよう対応を要請するなどした（2021年海洋レポート49頁）。このような官民の情報共有チャンネルの構築は、北極海の航路開発を進める上で重要である。

(4) 持続可能な開発に必要な考慮

第3章3節でも指摘したとおり、2023年海洋基本計画及び2024年重点戦略は、航路を含む北極の持続可能な利活用と直接関連させる形で、北極の自然環境や社会環境への影響を国際規範に則り適切に保護することへの言及が欠けている。船舶の航行量の増大は、油濁汚染のみならず、水中騒音、船舶塗料に由来するマイクロプラスチック汚染、船舶に起因するブラックカーボン排出、船舶からの排水などの問題が発生しうる。このような新たな課題に対処する新たな法的枠組みを策定・実施するためには、関係者の共通認識及びコンセンサスを形成していくことが必要となる。北極海の潜在的な航路利用国として、日本は北極域での生態系や環境の保護や汚染防止と航路開発との均衡を図りながら、国際的なルール形成を主導していくことが必要である（Nishimoto, 2022）。（石井由梨佳）

2節 資源開発

2015年北極政策では、鉱物資源開発については、「氷海域における資源開発技術や沿岸国との協力関係」等が必要であるとし「中長期的に」取り組むとしていた。グリーンランド北東海域での深鉱プロジェクトに日本の石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が出資していることにも触れた。2018年海洋基本計画では、ロシアの「ヤマルLNGプロジェクト」に言及し、北極海航路を利用する具体的な動きが出てきているとした（24頁）。

その後、グリーンランド深鉱事業については、「商業開発の可能性が低い」として2017年に撤退した（2018年JOGMEC）。ヤマルLNGプロジェクトについては、2013年および2014年に日揮・千代田化工建設が液化プラント建設の請負契約を締結し、前述したように商船三井も砕氷LNGタンカーの3隻の建造と用船契約を結んだ。2016年には国際協力銀行が同プロジェクトに対する2億ユーロの融資に合意している（2016年国際協力銀行）。

2019年には、日本がロシアのアークティックLNG-2プロジェクトへの出資を決めている。ただし、2023年以降ロシアによるウクライナ侵攻後に強化されてきた米国による一連の制裁により、同プロジェクトは生産を一時停止している。これらを反映してか、2024年重点戦略における記述は、「北極域の資源開発動向についての情報収集を進め、あわせて北極域からの海上輸送インフラ整備の動向を探る」とし（23頁）、情報収集と日本の産業界との意見交換に留めている。

今後10年のエネルギー需給を見据えた時、北極域、特にポテンシャルの高いロシアから生産される天然ガスを中心とするエネルギー資源がどのような影響を世界と日本にもたらすのかという視点と、第3章で述べた北極先住民族の権利保障や国際環境規範の遵守を含めた「法の支配」を通じた北極ガバナンスへの関与という日本の基本方針との調整をどうとるのか、慎重な



検討を要するであろう。この点、2024年重点戦略が、北極域を活用した研究開発の活動成果が、「例えば防災や海運・海洋生物資源開発等の将来的な経済活動にも貢献」しようと述べ（23頁）、北極域を研究開発のイノベーション発掘の場として捉える可能性を示唆していることは興味深い。（柴田明穂）

3節 経済活動への日本企業の関与拡大

2015年北極政策では、北極における経済活動への日本企業の関与拡大に向けた取組として、「北極圏国視察団の派遣や・・・北極経済評議会（AEC）への日本企業の関与実現を含め、北極でのビジネスチャンスに関する知見の拡大や北極圏国ビジネスコミュニティとの人脈形成等、我が国経済界を支援するための取組につき検討する」としていた。2018年海洋基本計画は、AECがSAO会合の勧告に従い2014年9月に設立され、北極評議会メンバーのビジネス界代表と先住民6団体代表が意思決定権限を有していることを説明し（72頁）、経済界に対して参加を働きかけとする。実際、経済界との意見交換を行い（2019年海洋レポート82頁）、2018年6月にはAEC主催の第3回ブロードバンド・サミット会合が札幌市で開催されている（Observer Report, 2018, 7）。ただ、AECへの日本企業の参画は実現していないようである。

他にもビジネス関係者が多く参加するノルウェー・トロムソで毎年開催される北極フロンティアへの民間企業の参加を働きかけ、ArCS IIのスキームの中で派遣を支援したり（2019年海洋レポート82頁）、日本の北極政策に関する産官学のシンポジウムにおいて、持続的な海洋経済振興を検討する機会などが設けられている（2021年海洋レポート99頁）。（石井由梨佳）

4節 活路：観光・研究開発イノベーション

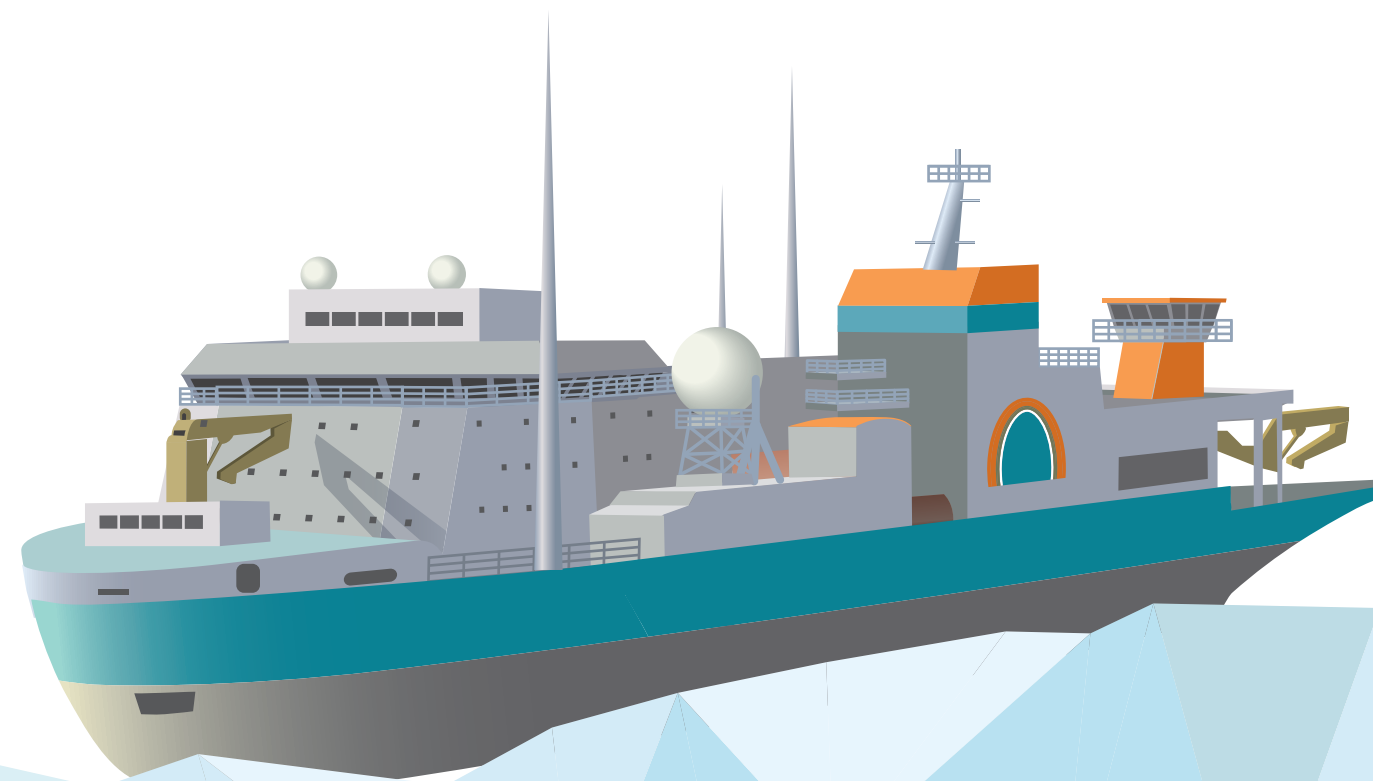
2015年北極政策で期待されていた北極域における経済活動の多くが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で暗雲に乗り上げるなかで、2024年重点戦略は、北極域に関する研究開発が防災などの分野で新たなイノベーションにつながり、それがひいては日本に経済的利益をもたらす可能性を示唆する。2024年ドイツ北極政策指針も、北極海の利用拡大の可能性を視野に、ドイツの造船技術をより環境に優しく気候変動への影響が少ないイノベーションの機会として捉えるべきとする（43頁）。気候変動の増幅効果が深刻に現れている北極域において、大きなフットプリントを残す採掘型活動に対する国際的に厳しい視線も考慮する必要がある（Johnstone, 2020）。

資源採掘型経済活動に替わる北極域の利活用の1つが、北極観光活動のあり方の検討である。『我が国の北極政策』やその後の海洋基本計画には、北極観光についての言及が皆無である。他方で、ドイツ北極政策指針は、北極クルーズ観光の増大を前に、北極生態系への影響や先住民を含む社会的影響に関する特別な規制を将来的には検討していくべきとする（42頁）。ArCS IIの下では、緊急提案課題として「北極域における適切な先住民ツーリズム振興を通じた地域コミュニティのレジリエンス向上のメカニズムの解明と社会実装」という研究計画が採択されている（2022年ArCS II北極域研究加速に向けた研究計画の公募採択結果）。

北極域において新たな経済振興を図る手段として、ブルーエコノミーの可能性も注目される。2017年の笹川平和財団「北極の未来に関する研究会」政策提言においては、「北極域における海洋経済（ブルー・エコノ

ミー）に対する我が国産業界の関心は限定的なものとなっており、政府レベルでの政策立案に必要な情報も十分とは言えない状況にある」と指摘する（9頁）。ブルーエコノミーとは、海洋生態系の健全性を維持しながら、経済成長、生計の向上、雇用のために海洋資源を持続的に利用することを指す。ArCSやArCS IIの観測結果を台風や寒波の襲来に活用するなど、官民パートナーシップに基づく日本の早期警報システムによる気象予報サービスを日本だけでなく北極域にも提供できる可能性もある（2018年海洋基本計画23頁）。ArCS II沿岸環境研究課題が行ってきたグリーンランド沿岸集落を対象とした土砂災害ハザードマップ作成は、衛星データから大規模な不安定斜面を抽出するなどの成果が

反映されているが（2023年度ArCS II成果報告書204頁）、こうした研究を気候安全保障の概念に基づく気候防災に結びつけて、よりレジリエントな経済活動の基盤形成に貢献させることも考えられる（2024年環境基本計画15頁）。観測網のない地域における気候メカニズムの解明と北極域の持続可能な利用の追求のための、自律型無人探査機（AUV）などの海洋関連新技術の開発（2024年重点戦略3頁）や、北極域観測船「みらいII」のエコシップ技術開発なども、北極域の研究開発から生まれる新たなイノベーションとして、日本の経済的利益に資する可能性が大いにある。（石井由梨佳・木村ひとみ）



5章

北極: パワーバランスの歴史的変化の中で

2023年3月北極サークル日本フォーラムで林外務大臣は、「今、世界は歴史の転換期にあります。パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、重大な挑戦にさらされています」と述べ、主要7ヶ国首脳会議（G7）の文脈で「法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7の意思」に触れた後に、「このような観点から北極においても法の支配が確保されることが重要である」と発言している（2頁）。このパワーバランスの変化は、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻によって突如として始まったわけではなく、米国のユニボラー・モーメントの終焉、民主主義的な規範及び国際秩序の後退、BRICs及びグローバル・サウスの台頭により、世界の先行きの不透明感が加速度的に増加していることを含意していると解釈できる。

ただ、このパワーバランスの変化が『我が国の北極政策』で十分な注意を払うべきとされた「北極における安全保障をめぐる動き」と具体的にどのように関係し、同政策の実践にどの程度影響を与えてきたかは別途検証が必要である。本章では、2015年北極政策のうち、安全保障（第1節）と北極評議会への貢献（第2節）を取り上げて、ウクライナ侵攻をはじめ変化するパワーバランスの中での北極に対する日本の政策実践について分析する。（大西富士夫・柴田明穂）

1節 安全保障

(1) 北極政策文書の記述と解釈

2015年北極政策では、北極海航路の開通や新たな資源の利用可能性が国家間の新たな摩擦の原因になることが認識されている。またこのために「北極圏国の一部には、自国の権益確保や領域の防衛を目的として

安全保障上の活動を活発化させる動きがあり、こうした軍事的なプレゼンスの拡大の動きが、国際的な安全保障環境に影響を及ぼす可能性がある」ことも認識されている。そこで日本としては、「軍事的なプレゼンスを強化する動きを北極における緊張や対立に転化させないことが重要である」としている。軍事的なプレゼンスを強化する動きが、北極だけではなく、日本周辺を含む安全保障環境の変動要因になる可能性も認識されており、日本は「関係国の動向に十分な注意を払うとともに、北極圏国等との協力を推進していく必要がある」としている。2018年海洋基本計画発表後の北極サークルでの河野外務大臣基調講演は、「北極を利益が衝突し力で紛争を解決する場所にしたいとは誰も思わない」と述べている（4頁）。

2023年海洋基本計画においては、必ずしも安全保障に限定した文脈ではないが、「ロシアによるウクライナ侵略の影響で、……北極を取り巻く情勢は先行きが不透明な状況となっている」との現状認識が示されている（8頁、30頁）。このような現状に対して、日本としては、北極政策の三つの柱は維持しつつ、「引き続き、関係国と情報交換を進め、あらゆるシナリオに備えた万全の準備を行う」としている（31頁）。2024年重点戦略もほぼ同様である（21頁）。つまり、日本の北極政策に関する文書上の記述振及びそこで想定されている注意事項にこの10年間で大きな変化はないと言える。

(2) 安全保障概念の展開

北極政策で言及される「安全保障」の概念は、日本政府の他の重要政策文書において展開されてきている。

2016年度『防衛白書』では「北極海沿岸諸国は、資源開発や航路利用などの権益確保に向けた動きを活発化させている」としている（2016年度防衛白書）。実際ロシアは、北極海に面したロシアの内水、領海、接続水域及び排他的経済水域から成る「北極海航路（Northern Sea Route）」を定義した上で、そこを航行する船舶は同国の規則に従う義務を負うことを法律上明記し（2012年ロシア連邦法）、2020年には入港要件等を強化している（2020年ロシア航行規則）。さらに2022年ロシア海洋ドクトリンでは、北極域の開発がロシアの国益であることが明記された。

2022年8月に防衛省が発表した『気候変動対処戦略』は、気候変動により北極海の水氷が融解して、「航路利用、海底資源アクセス、海洋権益確保に向けた動きが予想される。これに伴い、北極海資源をめぐる大国間・関係国係争による不安定化や中国による日本海を経由した北極海への進出、同航路の重要航路化等、今後、我が国の安全保障へも影響が及ぶことが懸念される」（7頁）としている。2022年12月『国家安全保障戦略』でも、気候変動による北極海航路の利用増加が日本の安全保障に影響をもたらすと指摘した上で、海洋安全保障の強化の文脈において北極海航路の利活用が謳われている（15頁、22頁）。

実際ウクライナ侵攻後、ロシアと中国との関係が強化されており、例えば、中国沿岸警備隊とロシア連邦保安庁の海上法執行協力の強化に関する覚書が締結されるなどしている（2023年露中覚書）。中国企業のロシア北方航路への進出も含め、中国のプレゼンスは増大していると言える。以上は、北極域の資源及び航路の利活用もしくはその制約が、日本の安全保障に影響を及ぼしうることを示唆する。そのような中で、例えば、ロシア北方航路の利用について、商船三井と中国遠洋海運集団（COSCO）及びその子会社である中遠海運能源運輸などが、LNG船舶を共有するなどして協力を進めている実践を、どう位置づけるか検討を要する。

北極域においては様々な地域でレアメタルの開発が進められており、とりわけ非常に多くの鉱物資源が豊富に埋蔵しているグリーンランドは、近年、米国、中国、EUを始めとする国や機関の関心を集めてきた。北極域における戦略的資源をめぐる地政学的競争は、今後も進展することが見込まれ、日本も経済安全保障の観点から北極域における地政学的競争の動向を注視していくべきである。

北極海の軍事安全保障上の位置づけについても、2016年度『防衛白書』は、「海氷の減少により、艦艇の航行が可能な期間及び海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられ、その戦略的重要性が高まっている」とする。2020年度『防衛白書』は北極域でのロシア軍の組織や活動を述べた上で、「活動を活発化させている」と評価している。また2015年9月に中国海軍艦艇5隻がベーリング海を航行したことを挙げて、「北極海における中国海軍の活動が注目される」とも言う（2020年度防衛白書）。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の安全保障面における最も大きな変化は、言うまでもなく、フィンランドとスウェーデンの北大西洋条約機構（NATO）への加盟である。これにより、北極海はNATO及び北米航空宇宙防衛司令部（以下、NORAD）とロシアが直接対峙する安全保障空間になりつつある。

しかし、こうした安全保障環境の変化が必ずしも北極海における軍事的緊張に直結しているわけではない。フィンランド及びスウェーデンのNATO加盟は欧州北極方面、とりわけバルト海方面におけるNATOとロシアとの緊張を高める結果となっているものの、バレンツ海及び北極海方面は以前からそれほど大きな変更はない。また、シベリア北極方面についてみても、短期的には北極に配備されていた旅団がウクライナでの戦闘に投入されるなど、一時的な戦力の低下が生じているし、中長期的に見ても、コラ半島に配備されている戦略核

戦力、ヤマル半島を始めとしたエネルギー資源、アジアと欧州の最短航路となり得るロシア北方航路をそれぞれ防衛することであり、以前から変更があるわけではない。

北米北極方面では、NORADによる航空監視体制に変更の予兆はない。ただ、近年、アラスカ近海でロシアと中国が合同軍事演習を繰り返しており、米国が警戒を高めている。北太平洋における中口の軍事的連携は、日本周辺を含む国際的な安全保障環境の変動要因となる可能性があり、引き続き注視していくことが必要である。

(3) ウクライナ侵攻後の日本の実践とその評価

2023年10月25日のデンマークとの首脳会談での共同声明では、ロシアによるウクライナ侵攻を念頭に置きつつ、「北極地域における低緊張環境を維持するため、安全保障環境を注視していくことが一層重要であるという認識」を共有している（2023年日丁首脳共同声明14段落）。「低緊張環境を維持する」というのは、2015年北極政策で示された、「軍事的なプレゼンスを強化する動きを北極における緊張や対立に転化させない」の延長線上にあるとも解釈できる。またそのために「安全保障環境を注視していく」というのも2015年北極政策から続く方針である。つまり、注視する安全保障環境（の変化）の具体的中身には北極の文脈では直接触れずに、安全保障環境の変化のインプリケーションを対内的に慎重に評価しつつ、実践しようとする立場である。

この日本の実践は、例えば2024年9月に北極政策指針を更新したドイツとは対照的である。同指針では、「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争は、ドイツの北極政策のための安全保障環境を恒久的に変化させた」と言い切っている（15頁）。そしてドイツは、北大西洋条約機構や欧州連合と協力することを明確にしている。また同指針では、北極におけるロシアと中国との連携も明示して警戒している。（大西富士夫・石井由梨佳・稲垣 治・柴田明穂）

2節 変化する北極評議会

(1) 北極評議会の停止と日本の北極政策

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、北極評議会の活動は一時停止し、2023年海洋基本計画も、「ロシアによるウクライナ侵略の影響で、北極評議会を始めとする一部の北極関連活動が休止する等、北極を取り巻く情勢は先行きが不透明な状況となっている」とし（8, 30頁）、2024年重点戦略も、「北極評議会でもロシアの関与を念頭に置いた協力は大きな制約下にある」と指摘する（21頁）。ただ、そのような状況の中においても、北極評議会への関与に関する記述はほとんど変化がない（2023年海洋基本計画78-79頁）。また2024年重点戦略は、「北極評議会やその作業部会を通じた協力・貢献を基軸としつつ、現下のロシアをめぐる国際情勢も踏まえ、北極評議会参加国等と可能な協力を進め」「その際、我が国の関心に応じて協力のパートナーが柔軟に変化し得ることに留意する」としている（23頁）。このように、日本の北極評議会への関与の方針は、少なくとも政策文書上、ウクライナ侵攻の前と後で大きな変化はない。

一方で、ウクライナ侵攻後、北極評議会自体は変化を続けており、日本としてはその変化に柔軟に適應していかなければならない。以下では、そうした変化の1つである、議長国の役割の拡大を取り上げ、それに対する日本の対応を分析することで、今後の取り組みのあり方について示唆を引き出す。

(2) 議長国の役割拡大

2023年5月11日に「北極評議会第13回会合」が開催され、北極評議会の議長国は、ロシアからノルウェーに交代した（2023年北極評議会声明7段落）。2023年8月には、書面手続での補助機関の再開（2023年北極評議会ニュース）、2024年2月にはオンラインによる公式会合の再開が決まったものの（2024年北極評議会ニュース）、2024年11月時点でまだ北極

評議会は従前の通りには活動できていない。こうしたなか北極評議会では、議長国が具体的なプロジェクトや国際会議を自らの主導で企画・実施しており、事実上議長国の役割が拡大している。

議長国が主導するプロジェクトや国際会議には、①2024年4月にノルウェー・トロムソで開催された第3回生態系管理アプローチ会議、②2024年11月アゼルバイジャン・バクーで開催された気候変動枠組条約第29回締約国会議のサイドイベント「凍った世界からのメッセージ」と「火と生活」、③2025年1月に英国・ロンドンで開催された極海セミナー（polar maritime seminar）、④2025年1月にノルウェー・トロムソで開催された北極ユース会議、⑤2025年3月にノルウェー・ボードーで開催予定の北極緊急事態マネジメント会議、そして⑥森林火災イニシアティブがある（2024年北極評議会ウェブサイト）。

周知のとおり、北極評議会の主要な作業を行ってきたのは6つの常設作業部会や閣僚会合が設置したタスクフォースや専門家部会などの補助機関であったのに対して、上記の会議やプロジェクトは、議長国が主催（共催）したり、主導するものであり注目される。これらの中には、2023年3月に議長国ノルウェーが公表した、議長国プログラムに含まれているものも、いないものもある。（2023年ノルウェー議長国プログラム）

北極評議会の手続規則によると、議長国の役割は、閣僚会合とSAO会合の準備をすることと、それら会合の議長を務めることなどであり（2013年手続規則10, 16, 22段落参照）、こうした具体的なプロジェクトと会議の開催を担当することは、想定されていないように思われる。もっとも、実際にはこれまでも議長国は、任期の間にどのように北極評議会を運営していくのか議長国プログラムという形で発表してきた。しかし、その議長国のイニシアティブは、北極評議会のあらゆることをコントロールできるほど強力なものではなく、とりわけ北極評議会の意思決定方式である、北極圏国のコン

センサスに制約されていたとされる。加えて、SDWGを除く作業部会の議長は北極評議会の議長国とは異なる国から選ばれるのが慣例であり、このことも議長国のイニシアティブを限界付けていたとされる（Smieszek et al., 2015）。これらウクライナ侵攻後の議長国の新たな取組みが、どの程度北極圏8カ国のコンセンサスに基づいているのかは不明である。2023年5月の北極評議会第13回会合の声明では、レイキャビク閣僚宣言、北極評議会戦略計画2021-2030、2021年5月の高級北極実務者の閣僚への報告書が評議会の2023年から25年の活動の基礎になるとされていただけであった（2023年北極評議会声明5段落）。

このように、北極圏8カ国のコンセンサスにどの程度依拠しているのかは明らかではないが、ウクライナ侵攻後、北極評議会の議長国は、過去にも増して重要な役割を演じるようになっていく。その背景には、作業部会などはオンライン開催で再開されつつあるものの、侵攻前の状態には戻っていないことから、既存の方法・枠組みにとらわれずに北極評議会の活動をとりわけ対面で活性化させることがあったように思われる。

(3) 変化する北極評議会と日本

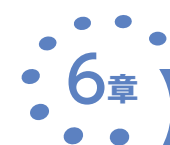
日本は、こうした変化にどの程度対応できているのだろうか。これまでのところ日本は、上記⑥の森林火災イニシアティブに協力している。このイニシアティブは、2023年の秋に立ち上げられたプロジェクトである（2024年北極評議会ニュース）。その目的は、森林火災に関する現在進行中の北極評議会の作業部会やEGBCMの作業を向上させることにあるという。具体的には、知識の欠如とベストプラクティスを特定すること、北極評議会内外で知識の創造と共有を促進すること、北極と気候変動の観点から森林火災に関する理解と認識を改善することで、この問題の優先度を上げるという。このために様々な国際会議の機会をとりえて議論を行い、オブザーバーが議論に参加することも期待されている。これまでに、北極

サークル、北極科学サミットウィーク（ASSW）、北極フロンティアでこの森林火災イニシアティブのセッションが開催されている。このイニシアティブの成果物としては、これまでの北極評議会の森林火災に関するプロジェクトについて電子的な概要を作ること、また議長国ノルウェーが議論のサマリーレポートを準備して、高級北極実務者に提出するという（2024年北極評議会ウェブサイト）。

このイニシアティブに関して、日本は現時点で以下のような対応をとっている。すなわち、ArCS IIの大気課題は、森林火災についての研究成果を北極担当大使に提供し（2023年度ArCS II成果報告書16頁）、北極担当大使は、2023年10月と2024年10月の北極サークルにおいて森林火災についての日本の取組みを紹介している（2023年北極サークル出席、2024年北極サークル出席）。このように日本は、森林火災イニシア

ティブに関しては、一定のプレゼンスを発揮しようとしている。またその他の議長国の会議やプロジェクトにも積極的に関与することが望まれる。

国際情勢に揺れる北極評議会は、いつ元の状態に戻るのか未だに不透明であり、むしろこれからも様々に変化していくことが予想される。議長国の役割の拡大というのはその一例に過ぎない。いずれにしても重要なのは、日本としては、こうした変化する北極評議会に柔軟に対応していかなければならないということである。このためには、北極評議会の変化を速やかに把握し、関係者で共有するとともに、また議長国や次期議長国との二国間協力を深め、北極評議会の活動についての情報を得ていくことも重要である。さらにはこのためにも、第2章2節でも指摘したように、社会科学者と自然科学者、日本政府関係者が一層連携していくことが肝要である。（稲垣 治）



次の10年への示唆

① 気候変動の増幅効果の悪影響が北極域全体に複合的に表出していること、北極域の自然環境及び生態系の保護及びそれに依存する先住民族を含む地域住民の生活の保障が、海・陸・大気を統合的にアプローチすることを求めていること、そして混迷と分断を深める世界の中で北極域が例外的に国際情勢の影響を免れることはますます困難になりつつあることを総合すると、日本の北極政策を海洋政策の一部としてのみ捉えることには限界が生じつつある。ドイツ、イギリス、韓国などの主要非北極圏国同様、日本の北極政策を、独立した体系的な文書として再構成する必要がある。その際、北極域における地政学的競争の進展が日本の安全保障にも影響をもたらす可能性があり、それらの動向も適切に反映した政策文書にすべきである。

② 日本の北極政策は、法の支配をその支柱に据える以上、国際的に承認された北極先住民族の権利に合致するアプローチ、例えば日本企業が北極域における持続可能な経済活動・資源開発に関与する際には国際法と現地国内法に従いFPICの権利を尊重すべきことなどを明記すべきである。また北極評議会オブザーバーとしての信頼を得るためには、北極先住民族への取組の前提として国内の先住民族への取組につき、より積極的に情報発信しつつ、課題については謙虚に取り組むべきである。

③ 中央北極海漁業協定は、北極ガバナンスに直接日本が北極圏国と対等に関与・貢献できる希有な機会を提供する。日本は、これまで主に「法の支配」や科学的根拠に基づく意思決定の重要性という観点から同協

定に意義を見だし関与してきたが、今後は日本の科学研究の成果を積極的にインプットし、また、科学分野での国際的な協力を推進する場、そして北極先住民族との協働を実現する場としても明確に位置づけ、日本の科学技術外交や北極外交におけるプレゼンス向上のためにも同協定に戦略的に関与していくべきである。その際、国際研究プラットフォームとしての「みらいII」を最大限活かして、特に北極海太平洋側での国際的な研究観測・先住民族協働プログラムの企画・立案・実施に日本がリーダーシップを発揮できるよう、資金面も含めた支援策が検討されるべきである。

④ 日本の北極政策の中核が北極域に関する研究開発の推進それ自体にあることは前提であるものの、その研究開発を通じた北極ガバナンスへのより効果的な関与・貢献の方策は、さらに改善・強化の余地がある。北極評議会は、ロシアによるウクライナ侵攻の結果、その運営が作業部会のレベルにおいても政治的に機微になってきているが、引き続き、研究開発を通じた北極ガバナンスへの貢献の場としては重要である。北極評議会作業部会・専門家部会への全体的な対応は、日本政府の明確な方針の下、戦略的に行われるべきである。個別部会への対応も、関係政府担当者、作業部会での議論の法政策的意味あいを理解できる社会科学系研究者、そして科学技術的知見を有する科学者が密に情報共有して連携して取り組むべきである。北極評議会のニーズをよく知る作業部会事務局やウクライナ侵攻が継続する中で重要性が高まっている評議会の議長国と積極的に連絡を取り合い、実質的に貢献できるテーマを探るのも有効である。

⑤ 同時に、ロシアによるウクライナ侵攻により、ロシアを正規メンバーとする北極評議会の活動が本来の機能を発揮できない中で、研究開発を通じた北極ガバナンスへの貢献は、国際海事機関（IMO）や世界気象機関（WMO）などの国連専門機関、中央北極海漁業協定や北極科学協力協定などの条約機関、北欧外交イニシアティブや二国間科学技術協力など多層的に展開すべきである。その際、それぞれの機関が必要とする科学的知見に応えられるよう、対象機関側のニーズを精確に把握してテラー・メイドの形で知見を提供すべきである。政府間の直接の協力が難しい場合は、学術的な2.0トラックの北極国際協力に結び付けると共に、そこにガバナンス論も交えた1.5トラックの北極政策協力の機会創出も探るべきである。

⑥ 日本の北極政策が法の支配を支柱に据える以上、北極域の持続的な経済的利活用は、現代国際法における持続可能な発展原則を適切に北極域にも適用し、その脆弱な自然環境と先住民族を含む地域住民特有の社会環境の保護と両立して行われるべきことを明記すべきである。特に、北極海における航路開発にあたっては、油濁汚染のみならず、水中騒音、船舶塗料に由来するマイクロプラスチック汚染、船舶に起因するブラックカーボン排出、船舶からの排水などに関する適切な国際的ルール形成と並行して進めるべきである。

⑦ ロシアによるウクライナ侵攻の影響が長引き、また北極域における採掘型経済活動への現地政府ないし住民からの視線が益々厳しくなる中で、日本の北極政策は、フットプリントがより小さい北極域の新たな利活用策を、積極的に開拓すべきである。先住民族にも配慮した北極ツーリズムの開発、ブルーエコノミーの振興などである。また、北極域における災害対応研究の気候安全保障概念に基づく気候防災活動への応用、北極域の研究調査に必要な自律型無人探査機（AUV）の開発、エコシップの開発など、研究開発を通じたイノベーション創設による経済的利益も探求すべきである。



【日本の北極政策に関する基本資料】※年代順に記載、リンクの最終閲覧日は2025年1月8日

日本の北極政策に関連する文書

2007年 海洋基本法：平成十九年法律第三十三号

2015年 我が国の北極政策：総合海洋政策本部2015年10月16日。「2015年北極政策」と略すことがある。
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/arcticpolicy/pdf/japans_ap.pdf>

2018年 第3期海洋基本計画：2018年5月15日閣議決定。「2018年海洋基本計画」と略すことがある。
<<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03.pdf>>

2023年 第4期海洋基本計画：2023年4月28日閣議決定。「2023年海洋基本計画」と略すことがある。
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku_honbun.pdf>

2024年 海洋開発等重点戦略：総合海洋政策本部2024年4月26日決定。「2024年重点戦略」と略すことがある。
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/juten_pdf/strategy_honbun.pdf>

日本の北極政策実施に関する主要資料

2015年～2019年度 ArCS成果報告書<<https://www.nipr.ac.jp/arcs/achievement/index.html#report>>

2016年度、2019年度 防衛白書<<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/index.html>>

2016年～2024年度 海洋レポート：内閣府総合海洋政策推進事務局『海洋の状況及び海洋に関して講じた施策』。例えば平成28年版を「2016年海洋レポート」のように引用する。
<<https://www8.cao.go.jp/ocean/info/annual/annual.html>>

2016年、2018年、2020年、2022年 Observer Report（日本が北極評議会に提出したオブザーバーレポート）。例えば2016年のレポートは“Observer Report, 2016”と引用する。
<<https://arcticcouncil.dspace7.dspace-express.com/handle/11374/3058>>

2018年『北極域での科学的知見の活用：5つのアイ(i)から読み解く日本の役割』：外務省科学技術外交推進会議（2018年3月7日）
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000340830.pdf>>

2018年 河野太郎外務大臣の北極サークル総会での講演：2018年10月19日「北極サークル・開会セッション 河野外務大臣による基調講演(仮訳)」。「2018年河野外務大臣講演」と引用する。<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000410408.pdf>>

2020年～2023年度 ArCS II成果報告書<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/project-report/project_report_cat/arcs2_report/>

2023年 林芳正外務大臣の北極サークル日本フォーラムでの挨拶：2023年3月6日「北極サークル日本フォーラム(大臣御発言案、和文御参考)」。「2023年林外務大臣挨拶」と引用する。<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100485906.pdf>>

2024年 北欧外交イニシアティブ：2024年1月9日外務省『北欧外交イニシアティブ』概要<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100604508.pdf>>

その他関連する国際文書・外国政府の資料

2017年 北極科学協力協定：Agreement on Enhancing International Arctic Scientific Cooperation
<<https://oaarchive.arctic-council.org/items/9d1ecc0c-e82a-43b5-9a2f-28225bf183b9>>

2018年 中央北極海漁業協定：中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002885.html>

2024年 ドイツ北極政策指針：Germany's Arctic Policy Guidelines (September 2024)
<<https://www.auswaertiges-amt.de/blob/2676060/5496910022404f7cf68049f1b10e4d5a/arktis-leitlinien-data.pdf>>

編者作成資料

1993年～2024年 日本の北極評議会以外の二国間・多国間枠組みの会合への出席一覧：

<https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/pdf/202409-workshop-documents/Review_of_Japan's_Arctic_Policy_Table_2_Arctic_Cooperation.pdf>

2009年～2021年 日本の北極評議会関係会合への出席一覧：

<https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/pdf/202409-workshop-documents/Review_of_Japan's_Arctic_Policy_Table_1_AC_meetings%20.pdf>

【本文引用資料・文献】※章ごとに左記基本資料は除き引用順で記載、リンクの最終閲覧日は2025年1月8日

第1章 はじめに

シュファール他, 2021: ロマン・シュファール、幡谷咲子、稲垣治、リンジィ・アーサー「日本の北極域関与に関する評価と今後の展望」『ArCSII国際法制度課題ブリーフィングペーパー・シリーズ』第3号 (2021年) <https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/pdf/ArCS2_Int'lLaw_BPS_03_J_PB_March_2021.pdf>

Iwama et al., 2024: Fumika Iwama, Osamu Inagaki, Maiko Raita and Medy Dervovic, “Review of Japan’s Arctic Policy 2015–25: A Report of the Rovaniemi Workshop and the 17th Polar Law Symposium” *Current Development in Arctic Law*, Vol. 12, (2024), pp. 83-89.

第2章 研究開発を通じた関与

Bertelsen, 2020: Rasmus Gjedssø Bertelsen, “Science diplomacy and the Arctic,” in Gunhild Hoogensen et al (eds.), *Routledge Handbook of Arctic Security* (Routledge, 2020), pp. 234-245.

Japan, CBird, 2019: Circumpolar Seabird Expert Group (CBird) Implementation Update, Japan, 2019
<<https://oaarchive.arctic-council.org/server/api/core/bitstreams/dd6956b7-f013-42c1-abdd-237d551e1c05/content>>

2024年 ArCS II「研究基盤」：ArCSII ウェブサイト「研究基盤」<<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/infrastructures/>>

2021年 北極担当大使AC閣僚会合声明：<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100192644.pdf>>

Nishino et al., submitted: Shigeto Nishino, Akiho Shibata, Kentaro Nishimoto and Osamu Inagaki, “Japanese Arctic Projects’ Contributions to the Central Arctic Ocean Fisheries Agreement”

2014年 北極担当大使北極フロンティア会合発言：<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000028220.pdf>>

2024年 ArCS II「重点課題②戦略的情報発信・専門家派遣」：ArCS IIウェブサイト「重点課題②戦略的情報発信・専門家派遣」
<<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/priority/priority-2/>>

Japan, 2020, AC interview: Arctic Council “Interview with Arctic Council Observer: Japan,” 3 July 2020

<<https://arctic-council.org/news/interview-with-arctic-council-observer-japan/>>

Shibata, 2019: Akiho Shibata “The Arctic Science Cooperation Agreement: A Perspective from Non-Arctic Actors,” in Akiho Shibata, Leilei Zou, Nikolas Sellheim and Marzia Scopelliti (eds.), *Emerging Legal Orders in the Arctic: The Role of Non-Arctic Actors* (Routledge, 2019), pp. 207-225.

Sergunin & Shibata, 2023: Alexander Sergunin and Akiho Shibata, “Implementing the 2017 Arctic Science Cooperation Agreement: Challenges and Opportunities as regards Russia and Japan,” *The Yearbook of Polar Law*, Vol. 14 (2023), pp. 45-75.

2024年 笹川平和財団：第197回海洋フォーラム「北極海とアジア―日中韓協力の課題とはなにか―」（2024年2月16日）
<<https://www.youtube.com/watch?v=ywZVA6LK0sk>>

Arctic Regional Climate Centre Network: <<https://arctic-rcc.org/news>>

北極サークル日本フォーラム動画：<<https://www.youtube.com/watch?v=6ZZK6P9HADo&t=1607s>>

黒神, 1996年：黒神直純「バレンツ協力」『外務省調査月報』1996年度No.1 (1996年) 1-17頁

2024年 外務省政策評価書施策II-1個別分野2「北極をめぐる国際秩序への参画」：<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100717730.pdf>>

2023年 G7コミュニケ6-7頁：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/g7_2023/230513_g7_communique.pdf>

2024年 G7コミュニケ9頁：<<https://www.g7italy.it/wp-content/uploads/G7-Science-and-Technology-Ministers-Meeting-Communique.pdf>>

2013年 日露首脳会談：「日露首脳会談（概要）」（2013年10月7日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page18_000067.html>

2019年 日諾外相会談：「日・ノルウェー外相会談」（2019年12月15日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/no/page1_000977.html>

2023年日丁首脳会談：「日・デンマーク首脳会談及びワーキング・ディナー」（2023年10月25日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/dk/page5_000480.html>

2024年 日諾科学技術協力合同委員会：「第8回日・ノルウェー科学技術協力合同委員会」（2024年2月7日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00305.html>

第3章 法の支配を通じた関与

2023年 外交青書232頁：<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100523089.pdf>>

2019年 衆議院外務委員会会議録3頁：第198回国会衆議院外務委員会会議録8号（2019年4月17日）3頁（山上信吾政府参考人答弁）
<<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119803968X00820190417>>

2019年 参議院外務防衛委員会会議録2頁：第198回国会参議院外交防衛委員会会議録14号（2019年5月16日）2頁（山上信吾政府参考人答弁）
<<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119813950X01420190516>>

JPSRM Implementation Plan, 2024, 2.3-2.4:
<<https://lab.noaa.gov/documents/22926311/37558260/CAOFA-2024-COP3-R.pdf/78aee921-dd19-f441-c70b-c6de1a41e31b?version=1.0&t=1723652923341&download=true>>

Nishino et al., submitted: Shigeto Nishino, Akiho Shibata, Kentaro Nishimoto and Osamu Inagaki, “Japanese Arctic Projects’ Contributions to the Central Arctic Ocean Fisheries Agreement”

2012年 外務大臣政務官発言3頁：Statement by Parliamentary Senior Vice-Minister for Foreign Affairs of Japan Mr. Shuji Kira (6 November 2012)
<<https://www.mofa.go.jp/announce/svm/pdfs/statement121108.pdf>>

2019年アイヌ施策推進法：「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」平成三十一年法律第十六号

小坂田, 2024年：小坂田裕子「法学の視点からみたアイヌーアイヌ施策推進法を中心に」佐々木史郎・北原モコットウナシ（監修・著）『最新アイヌ学がわかる』（エイアンドエフ、2024年）

2023年北極域研究船に関する国際ワークショップ：Future Collaboration by Research Vessels and Icebreakers, 17-18 November 2023
<<https://www.jamstec.go.jp/parv/e/event/workshop/>>

西本, 2021年, 13頁：西本健太郎「北極海域における船舶による重質燃料油（HFO）の使用・運搬規制―海運の国際的規律と北極域の国際秩序との交錯―」『海事交通研究』第70集（2021年）7-18頁

2023年 国土交通省：国土交通省「国際海運「2050年頃までにGHG排出ゼロ」目標に合意～国際海事機関 第80回海洋環境保護委員会（7/3～7/7）の開催結果～」（2023年7月11日）
<https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000289.html>

2021 Arctic Science Ministerial Report, 76-77<https://asm3.org/library/Files/ASM3_Final_Report.pdf>

Shibata & Romain, 2020: Akiho Shibata and Romain Chuffart, “Sustainability as an integrative principle: The role of international law in Arctic resource development,” *Polar Record*, Vol. 56 (e37) (2020)

第4章 持続可能な利用

2021年 国土交通省：国土交通省総合政策局海洋政策課「北極海航路の利用動向について」（2021年7月28日）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/content/001476544.pdf>

合田, 2022年：合田浩之「いわゆる『日本船社』の北極海航路の利用について」公益財団法人日本国際フォーラム（2022年1月23日）
<<https://www.jfir.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/220123gh.pdf>>

2015-2020ArCS研究成果報告書：『北極域研究推進プロジェクト（ArCS）2015-2020研究成果報告書』（2020年2月）
<<https://www.nipr.ac.jp/arcs/achievement/index.html#report>>

2024年 北極海氷情報室：<https://www.nipr.ac.jp/sea_ice/>

2014年 国土交通省：国土交通省総合政策局海洋政策課「北極海航路に係る官民連携協議会の設置について」（2014年5月30日）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001043211.pdf>>

2020年 国土交通省：国土交通省総合政策局海洋政策課「北極海航路に係る産学官連携協議会の設置について」（2020年8月3日一部改正）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/content/001359029.pdf>

Nishimoto, 2022: Kentaro Nishimoto, “Environmental Regulation of Arctic Shipping: Recent Development,” *ArCS II International Law Briefing Paper Series*, No. 6 (2022)
<https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/pdf/ArCS2_Int'lLaw_BPS_06_E_FS_Mar_2022.pdf>

2018年 JOGMEC：JOGMEC News Release「デンマーク王国領グリーンランド北東海域におけるグリーンランド石油開発株式会社の事業終結について」（2018年3月29日）
<<https://www.jogmec.go.jp/news/release/content/300353351.pdf>>

2016年 国際協力銀行：「ロシア連邦ヤマルLNGプロジェクト向けバイヤーズ・クレジット」（2016年12月16日）
<<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2016/1216-52231.html>>

Johnstone, 2020: Rachael Lorna Johnstone and Anne Merrild Hansen (eds.), *Regulation of Extractive Industries: Community Engagement in the Arctic* (Routledge, 2020).

2022年 ArCS II北極域研究加速に向けた研究計画の公募採択結果（2022年1月25日）：<<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/info/2021-01-25-1/>>

2017年 笹川平和財団「北極の未来に関する研究会」政策提言：北極の未来に関する研究会「我が国が重点的に取り組むべき 北極に関する課題と施策」（2017年11月）
<https://www.spf.org/opri/proposal_research/proposal/post_79.html>

2024年 環境基本計画：<<https://www.env.go.jp/content/000223504.pdf>>

第5章 北極：パワーバランスの歴史的変化の中で

2012年 ロシア連邦法：The Federal Law of July 28, 2012, N 132-FZ "On Amendments to Certain Legislative Acts of the Russian Federation Concerning State Regulation of Merchant Shipping on the Water Area of the Northern Sea Route" <http://www.nsr.ru/en/ofitsialnaya_informatsiya/zakon_o_smp.html>

2020年 ロシア航行規則：Rules of Navigation of Navigation in the Water Area of the Northern Sea Route
<https://rosatomflot.ru/img/all/0_rules_of_navigation_nsr_2020.pdf>

2022年 ロシア海洋ドクトリン：2022 Maritime Doctrine, Section 14(3), 28(7) <<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202207310001?index=2>>

2022年 気候変動対処戦略7頁：「防衛省気候変動対処戦略」（2022年8月）
<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/kikouhendou/pdf/taishosenryaku_202208.pdf>

2022年 国家安全保障戦略15頁, 22頁：「国家安全保障戦略」（2022年12月6日国家安全保障会議及び閣議決定）
<<https://www.cas.go.jp/jp/siryu/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>>

2023年 露中覚書：Memorandum of Understanding (MoU) on Strengthening CCG-FSB Maritime Law Enforcement Cooperation
<https://www.ccg.gov.cn/mhenu/lbt/202405/t20240516_2230.html>

2023年 日丹首脳共同声明14段落：「戦略的パートナーシップの深化に関する日・デンマーク首脳共同声明（仮訳）」（2023年10月25日）
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100571691.pdf>>

2023年 北極評議会声明7段落：Arctic Council Statement on the Occasion of the Thirteenth Meeting of the Arctic Council (11 May 2023)
<<https://oaarchive.arctic-council.org/items/5c41807a-27d8-4545-9169-166fc68a7dab>>

2023年 北極評議会ニュース：“Three months into the Norwegian Chairship: A status update with SAO Chair Morten Høglund” (31 August 2023) <<https://arctic-council.org/news/three-months-into-the-norwegian-chairship-a-status-update-with-sao-chair-morten-hoglund/>>

2024年 北極評議会ニュース：“Arctic Council Advances Resumption of Project-level Work” (28 February 2024)
<<https://arctic-council.org/news/arctic-council-advances-resumption-of-project-level-work/>>

2024年 北極評議会ウェブサイト：<<https://arctic-council.org/about/norway-chair-2/arctic-emergency-management-conference/>>

2023年 ノルウェー議長国プログラム：Norway’s Chairship of Arctic Council 2023-2025 (March 2023)
<https://www.regjeringen.no/contentassets/034e4c4d49a44684b5fb59568103702e/230322_ud_ac_programbrosjyre_en_web.pdf>

2013年 手続規則：<<https://oaarchive.arctic-council.org/items/f06e5457-1246-44d3-a8c1-00016dd585db>>

Smieszek et al., 2015: Malgorzata Smieszek and Paula Kankaanpää, “Role of the Arctic Council Chairmanship,” *Arctic Yearbook* (2015).

2023年 北極評議会声明5段落：Arctic Council Statement on the Occasion of the Thirteenth Meeting of the Arctic Council (11 May 2023)
<<https://oaarchive.arctic-council.org/items/5c41807a-27d8-4545-9169-166fc68a7dab>>

2024年 北極評議会ニュース：“One year into the 2023-2025 Norwegian Chairship: A Q&A with SAO Chair Morten Høglund” (16 May 2024)
<<https://arctic-council.org/news/one-year-norwegian-chairship/>>

2024年 北極評議会ウェブサイト：<<https://arctic-council.org/about/norway-chair-2/norwegian-chairship-wildland-fires-initiative/>>

2023年 北極サークル出席：外務省「竹若北極担当大使の第10回北極サークル総会出席」（2023年10月19日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/msp/pagew_000001_01064.html>

2024年 北極サークル出席：外務省「竹若北極担当大使の北極サークル2024出席」（2024年11月5日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/msp/pagew_000001_00005.html>



**北極域研究加速プロジェクト (ArCS II : Arctic Challenge for Sustainability II)
国際法制度課題ブリーフィングペーパー・シリーズの発刊について**

この度、ArCS IIの下で国際法制度課題が他の課題とも連携しながら進めている北極に関する研究成果を広く社会に還元し、関係ステークホルダーが関心を寄せる課題につき国際法政策的視点から簡潔平易に解説するブリーフィングペーパー・シリーズ（BPS）を発刊することになりました。BPSは以下の3つのカテゴリーにて、日本語ないし英語で発刊されます。

- ・ **ポリシーブリーフ (Policy Brief)** : 日本及び関係各国の北極政策立案実施に資するような情報、政策オプションなどを提示するもの。
- ・ **ファクトシート (Fact Sheet)** : 日本及び国際社会のステークホルダーが関心を寄せる北極国際法政策的課題に関わる事実関係や関係国際法制度の現状を正確にまとめたもの。
- ・ **リサーチブリーフ (Research Brief)** : 国際法制度課題の下での研究内容ないしその成果を一般向けに概説したもの。

